

令和6年 第4回定例会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和6年12月10日 開会

令和6年12月12日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第4回定例会 第1号

令和6年12月10日（火曜日）

○議事日程

- | | | |
|----|--------|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 諸般報告 |
| 4 | | 行政報告 |
| 5 | 認定第 1号 | 令和5年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 6 | 認定第 2号 | 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 7 | 認定第 3号 | 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 8 | 認定第 4号 | 令和5年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について |
| 9 | | 一般質問 |
| 10 | 議案第40号 | 浦臼町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について |
| 11 | 議案第41号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する条例の制定について |
| 12 | 議案第42号 | 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 13 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 14 | 発議第 2号 | 浦臼町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について |
| 15 | | 所管事務調査について（総務産業常任委員会） |

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	川畑智昭君
副	町	長	石原正伸君
教	育	長	河本浩昭君

總務課長	城宝睦己君
總務課主幹	安田良弘君
總務課主幹	早坂隆広君
住民課長	明日見将幸君
住民課主幹	國田幹夫君
福祉課長	齊藤淑恵君
福祉課主幹	栗野敏朗君
産業課長	馬狩範一君
産業課主幹	山上崎哲君
建設課長	上嶋俊文君
會計管理者	中田帶刀君
教育委員会事務局長	横井正樹君
農業委員会会長	位田勝君
代表監査委員	笹木政廣君

○出席事務局職員

局長	國田朋子君
書記	藤澤翔太郎君

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しております。

ただいまから、令和6年第4回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番中川議員、6番 静川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの3日間と決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、令和6年第3回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配布してありますので、お目通しを願い、主なもののみ報告いたします。

11月10日から12日、空知町村議会議長会道外行財政制度政務調査に行ってきております。

1か所目は、全国町村会議長会の特別表彰を受賞しました宮城県蔵王町議会の議会改革への取り組みを視察してまいりました。

ここでは、本議会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会をすべて公開し、議員と住民に情報の共有を図り、直接対話する議会報告会を年2回開き、住民の意見を聴取することにより、施策提案の拡大を図る取り組みを行っているところでございました。

2か所目は、同じく特別表彰を受賞した宮城県柴田町議会を視察してまいりました。

ここでは、ワールドカフェ方式を活用した自由討議、議員間討議、また議会懇談会の形で一般懇談会及び団体懇談会などをワークショップの手法を取り入れ、参加者がより気軽にかつ多くの意見が出やすい形にしているなど議会改革に取り組んでいるところで、大変勉強になったところでございます。

また、11月13日には第68回町村議長全国大会が東京都のNHKホールで行われ、そこに参加してまいりました。

以上であります。

次に、監査委員より令和6年9月から令和6年11月に実施した例月出納検査結果及び定期監査結果の報告がありました。その写しをお手元に配布してありますのでご承知願います。

次に、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配布してありますので、ご承知願います。

以上、3件について報告済みといたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

はじめに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和6年第4回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第4回定例会では、議案11件、諮問1件を上程しております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第3回定例会以降の動静につきまして、数件ご報告を申し上げます。

まず、9月25日から10月6日までの12日間にわたり多世代交流施設えみるにおいて王子江画伯の絵画展を開催いたしました。平成25年以来の一般公開となった今回の絵画展では、えみるのオープンに合わせご寄贈いただいた大型絵画7点を初公開し、町内外より341名の皆様

にご来場いただきました。

また、同時期に深川市のアートホール東洲館でも王子江展が開催され、好評を博しています。今後とも王先生との交流を継続し、貴重な絵画の活用を図ってまいりたいと思います。

次に、11月11日から13日まで町内3か所において、これまでの町政懇談会から名称を改めたまちづくり懇談会を実施いたしました。各地区とも10名程度と決して多くの参加をいただいたとは言えませんが、こちらから用意した3点の報告案件やフリー質疑において活発なご意見やご提案をいただくことができました。今後におきましても町民の皆さんの関心の高いテーマを準備することによって、多くの方々に参加いただけるよう努めてまいります。

続いて、11月27日にヤンマーアグリジャパン株式会社北海道支社と本町においてスマート農業連携協定を締結いたしました。同社とは過去3年間にわたりスマート農業、ICT農業に関するご支援をいただいております。ドローン直播の実証試験やハウスや水田の遠隔管理、ドローンのライセンス取得講習会の実施などさまざまな取り組みを行ってきたところです。

今回、これらの経過に基づき、同社としては全道初となる自治体との協定を締結させていただきました。農業者の方々が最新技術に触れ、その効果を直接体験することによって、より実効性のあるスマート農業の導入につなげていきたいと思っています。

以上、行政報告といたします。

○議 長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第3回定例会以降の教育行政報告について、お手元の報告書にお目通しいただき、何点かにつきご報告をさせていただきます。

10月19日開催の令和6年度浦臼小学校第29回学習発表会につきましては、低学年、中学年、高学年の3ブロックごとに発表が行われ、高学年の劇を筆頭に各学年ともにダンスや音楽など全ての発表においてクオリティーが高く、子供たちの努力と教職員の指導力が感じられる内容でございました。

次に、31日の一日防災学校につきましては、自衛隊滝川駐屯地、町総務課、学校運営協議会の協力をいただき、小中学校で行われ、中学校では装甲車による避難移動訓練や救命救急訓練など貴重な体験をさせていただきました。防災意識の高まりに期待するところであり、関係機関のご協力に感謝を申し上げるところでございます。

また、12月2日、2年ぶりに開催されましたファイターズガール「ダンス教室」は小中学生に加え、一般町民の皆様にも参加いただいたの開催となりました。

主催されました学校運営協議会、ファイターズ浦臼後援会、またPTA連合会に感謝を申し上げます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 認定第1号～日程第8 認定第4号（一括議題）

○議長（小松正年君）

お諮りします。

日程第5から日程第8までの4件については、関連がありますので、一括して議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和5年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第2号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第3号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第4号 令和5年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、一括議題とします。

本件については、令和6年第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果について、土屋委員長の報告を求めます。

土屋委員長。

○決算審査特別委員長（土屋慎一君）

おはようございます。

決算審査特別委員長報告をいたします。

認定第1号から第4号までの令和5年度浦臼町各会計歳入歳出決算等の認定について審査を終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和6年第3回定例会において、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、本件を付託されたところであります。

去る、10月29日、30日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審査したところであります。その結果は、別紙のとおり報告書にそれぞれ記載してありますので、内容については省略いたしますが、本委員会は令和5年度浦臼町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び下水道事業剰余金の処分及び決算を認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

質疑については、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する特別委員会のため省略し

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定しました。

これより、認定第1号 令和5年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより採決します。

認定第1号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、認定第1号 令和5年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

認定第2号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、認定第2号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

認定第3号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、認定第3号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和5年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

認定第4号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、認定第4号 令和5年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 一般質問

○議長(小松正年君)

日程第9、これより一般質問を行います。順次発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番(静川広巳君)

それでは、町長に2点質問をいたします。

まず1点ですが、防犯カメラの設置であります。

夜道を1人で歩くことができる日本の治安の良さは、世界に自慢できる誇りの一つであると思っております。

しかし、近年、年間6万件以上の犯罪が発生しており、生活を安心して送るためには日々の防犯対策が必要不可欠となっております。

防犯対策の一つとして真っ先に思いつくのが防犯カメラであります。現代社会における防犯カメラの役割は、単に犯罪を記録するだけでなく、広い範囲のセキュリティーと安全性の向上に役立っております。

公共施設、ビジネス施設、コミュニティ施設、住宅エリアに至るまで防犯カメラは個人もし

くは住民の生活の日常の安全を守る重要な役割を担っていると思われま

また、多くの研究や調査で、防犯カメラが設置されている地域や施設では、犯罪率が低下することが報告されております。

現代社会における防犯カメラの役割は多岐にわたり、犯罪抑止からコミュニティの安全強化、経済的利益の創出まで、私たちの生活を支える不可欠なものとなっております。

防犯カメラの適切な設置と運用を求めるものであり、町長の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

静川議員の1点目のご質問にお答えいたします。

防犯カメラが交通事故や犯罪等の事件解決や抑止力に効果があり、地域住民の安全・安心の確保に重要な役割を担っていることは、議員と認識を同じくするところでございます。

現在の本町における設置状況につきましては、主要な10か所の公共施設に防犯カメラを設置しており、近隣自治体と比較いたしましても同等以上の設置箇所数となっております。これまで何度か警察から録画データの提供を求められたこともあり、実際に捜査協力を行った事例もございます。

また、事業所等の設置状況につきましては把握しておりませんが、比較的新しい商業施設には設置されているものと認識しています。

都市部や先行する一部自治体では、自主設置のほかに民間団体が公共性の高い場所に設置する防犯カメラに対し補助を行っている自治体もあり、民間設置を支援して地域全体の体制強化が図られているところもございます。

設置数の充実が犯罪抑止やさまざまな効果を高めることは理解するところですが、現時点では町として全町をカバーする広範囲な設置は考えていません。今後、警察からの要請や町内会、商工会関係者などからの要望に応じて逐次判断をしていきたいと思

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

公共の施設10か所という答弁がありました。私も何か所かは数えて確認しましたが、10か所全ては確認できていません。この10か所というのはどこなのか、もしわかれば教えていただきたいと思

もう1点、最後のところで、今後警察とか町内会、商工会の要望がないと判断できないような答弁になっていますが、これはやはりこうではなく、町自体が町民を守るためにどうしようか、

という判断をしなくてはならないと思います。

私もこの問題については過去に2回ほど質問をしています。自治体が率先してやるためには個人情報保護条例をしっかりと見直すべきだろうと思っております。

防犯カメラを設置するためには、個人情報の部分もある程度文言を付け加えなければならないと私は思っていますので、この辺、浦臼町の個人情報保護条例の中に防犯カメラ設置についての項目があるのかないのかをお聞きしたいと思います。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共施設10か所の設置場所について申し上げたいと思います。

まず役場、それからふれあいステーション、除雪センター、休養村センター、旧道の駅、それから防災倉庫、小学校、中学校、認定こども園とえみるの以上10か所でございます。

次に個人情報保護条例に防犯カメラに関する規定があるかというご質問だったかと思いますが、具体的に防犯カメラをうたった規定については存在していないかと思っております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

公共施設10か所について、場所はわかりました。

台数としては多分1か所に1台ではないような気がします。恐らく台数はもっとあって、どのような範囲なのかというのもあると思います。

えみるだけでも確か防犯カメラが4台ぐらい付いていると思います。

なので、恐らく台数はと聞いたらもしかしたらわからないかもしれませんが、その辺も含めて1か所ではないだろうと思いますが、その辺、把握していただければと思います。

それと、恐らく防犯カメラを設置するには個人情報保護の設置要綱が必要だと思っています。

ほかの町村も防犯カメラを設置している自治体は、必ずと言っていいほど個人情報保護条例の中に防犯カメラ設置に冠する項目を付け加えています。

これは国の個人情報保護法の中にもありますが、ただ、ここの部分は各自治体に個人情報をそれぞれの自治体に合った形にしなさいとなっていますので、そこは各自治体がしっかりと作るべきだと思っていますし、これを作ることによって、今後町が要望を受けて防犯カメラを設置するときには容易に設置できる方向につながると思いますので、私はできるだけ個人情報保護条例の中にはこの項目を速やかに付けるべきだと思っておりますが、この辺をお聞きしたいと思います。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

今現在そのような単独の条例というのは設けておりません。現在10か所に防犯カメラの設置があり、カメラによっては屋外を向いているというものもございますけれど、それは施設内カメラということで要綱自体がない段階で設置しているものがございますけれど、今後警察、町内会等の要望を受けた中で、設置することになった場合はそういうものも当然必要になってくると思いますので、今後その検討といえますか調査を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長（小松正年君）

それでは、2点目の質問をお願いいたします。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、町長に2点目の質問をいたします。

2点目は、生成AIの導入に向けての検討をしてはということであります。

目覚ましい進化を遂げているAI、いわゆる人工知能の中でも最近大きな注目を浴びているのがChatGPTに代表される生成AIです。人間のように文章や画像を生成することができる人工知能のことで、従来のAIはある程度のパターンやルールに基づいて情報を処理していましたが、生成AIはその枠を超えて、人間のような創造的な表現をすることができるということになっております。

今までアイデアの発想や設計、文章、テーマやストーリーに多くの時間と労力がかかっていましたが、生成AIを活用することで多くの新しいアイデアや創造性を受け取り、それを自分なりの表現に取り入れることにより、作業効率が大幅に向上し、今まで考えつかなかった新たな視点に立つことができると思っております。

少子高齢化時代を迎え、さらに人員の不足など、町が抱える課題は少なくなく、住民の生活環境をさらに守り続けるために導入の検討をしてはと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

静川議員の2点目のご質問にお答えいたします。

生成AI導入による具体的なメリットとして、報告文書や提案書の作成等に見られる業務の効率化、新規サービスや製品アイデア創出等に見られる新たな価値の創造等、多岐にわたると思われれます。

導入に当たっては、メリットと同時にデメリットについても注意する必要があります。A Iでの生成結果の精度や個人情報を含むデータ等の厳格なセキュリティー対策、差別や偏見を助長しないよう倫理的な観点からの検討、そして何より生成A Iを効果的に活用するための職員のスキルアップが求められます。

導入に向けたステップといたしましては、生成A I導入による効果、導入目的の明確化、職員教育、運用体制の構築等が必要と考えています。

議員ご指摘のように、生成A Iは人員不足や町が抱える課題解決に役立てる可能性を秘めた技術であると捉えており、担当課に調査を指示していたところでもあります。今週末にはA Iを搭載した会議録作成等に活用できる自動音声文字起こしアプリケーションの職員向けデモンストレーションを開催することとしており、今後とも活用に向けて検討を続けてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

活用に向けて検討していただけるということなのですが、ご存じのとおり既に近隣でもA Iを導入している市町村があります。一番近いところで当別町で、そこは早くに導入してかなり効率を上げているという話も聞いております。

私が思ったのは、これまで必ずコンサルタント会社を通して事業などをやっていたのを、そろそろ変えた方がいいのではないかとということです。これを使って、いろいろな事業をやる際に、そこに行き着くまでのところでこういうものを利用しながらというのがいいのではないかと思っています。

それと、答弁の半分は、恐らく生成A Iができて最初の頃だとこのような町長の答弁になるのではないかと考えています。その頃はデメリットも多くて、実際に生成A I自体が出してくる答えの信用性というところに、かなり不安な面がありました。

現在はそれがかなり進んでいます。このような部分はかなり改善されて、デメリットが縮小されていると認識しています。

問題は、職員がこれを使うためのスキルアップなのです。実際にこれを提供している会社によると、ここの部分は実際にやっていかないとわからないところがあると。最初からスキルアップといっても、実際にやっていかないと、なかなかスキルアップにはならないと思っています。同時に活用に向けてやらないと、対応できなくなるのではないかと思いますので、この辺を考えていただければと思っています。

本来は会議などに出す書類も含めてですけれども、できるだけ早急に導入を検討していただいて、当然予算もかかることでしょうから、もし何かありましたら、その都度報告していただければと思っていますが、その辺どうでしょうか。

○議 長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

記載内容がちょっと古いのではないかというなお話ですけど、やはり個人レベルでの利用と行政の業務に使用するとなると、やはり慎重にならざるを得ないというところはあるかと思えますので、このような答弁になりました。

当別町さんでは本当に早くに導入をされて一定の成果も上げていると聞いておりますので、近隣のそういう先行事例等も参考にしながら、本町でも導入に向けて進めてまいりたいと思います。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議 長（小松正年君）

次に、発言順位2番、砂場明議員。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

今回は町内の除雪事情を町長にお尋ねいたします。

これから本格的な雪のシーズンに入ります。

町内の除雪は、大きく分けて除雪センターで行う一般道と民家に分けられますが、今回は民家の除雪に対してお聞きいたします。

ここ浦臼町は豪雪地帯となっており、毎年除雪の問題はありますが、これといって補助や支援はないように思いました。この地域では、除雪もインフラの一部と考えられ、町としても対策があってもいいのではと感じました。

そのような中、令和元年度より高齢者除雪費助成事業が開始されました。参考までに、初年度は77人の利用で総事業費約170万円、その後、周知もあり利用者も増え、昨年度は100名の利用と総事業費約345万円まで増えてきました。しかし、事業者数は横ばいで、近所を担う個人を加えても多くはありません。

令和3年に静川議員より除雪の質問があり議事録も読んだところですが、問題は当初からありましたが、事態はより切迫しているように感じます。答弁では、「行政が主体的に関わるのは難しい」と言いつつも、「内部で相談し実現可能なら実現したい」と締めくくられていました。

現在は、除雪に対しての需要と供給のバランスがいいとは思えません。話を聞いても、事業者も高齢化、また機械も古くなっており、いつまで続けられるか、もう既に辞めて後任業者を探せないといった問題も出始めています。このままだと除雪難民が出てきてしまう心配があります。

先に述べた高齢者除雪助成事業はいいことだと思いますが、事業者が少なくなれば安心して住むこともままならなくなります。行政として事業者への支援を議論してもいいのではと感じまし

た。

そこで、町長にお聞きします。高齢者除雪助成事業はこの5年間で一定の成果を上げたと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

次に、前回の答弁後に内部との相談はされたのでしょうか。

次に、事業者への支援は考えられないのでしょうか。

最後に、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

砂場議員のご質問にお答えいたします。

1点目の高齢者世帯等除雪費助成事業ですが、除雪作業が困難な高齢者に対し、事業者等に支払った費用の一部を助成し、経済的負担軽減を図っております。令和元年度から現在の形で運用しており、昨年度までに延べ459世帯に助成いたしました。当初は対象世帯の30%台の利用率でしたが、昨年度は約46%と増えてきており、事業者数も27件から39件に増加しております。ニーズの高い事業であり、一定の成果を上げているものと考えております。

次に、内部協議の状況と事業者への支援のあり方についてでございますが、令和3年第4回定例会における静川議員からのご質問に対しまして、定住の側面から答弁をさせていただいた経緯がございます。

除雪作業の担い手の確保や増加に資するため、事業者への助成の可否を内部にて検討した経過がございますが、除雪作業機の種類、請負件数の多寡、請負単価等が事業者によってさまざまであり、また機種によっては除雪作業以外への汎用性もあることなど、事業者間で条件の隔たりが大きく、公平性、平等性を備えた明確な制度設計が非常に難しく、結論には至っていないところでございます。

今回のご質問を受け、全道市町村における高齢者世帯等に対する助成制度を調査いたしましたところ、9自治体で本町同様の現金給付が行われていました。意外に少ないというのが実感です。その中で本町の助成額は上位に位置しており、この助成金を活用し経費負担が軽減されることにより除雪作業の委託につながり、それを事業者が請け負うという双方にメリットのある循環が生まれているとも考えています。

当面は現状を継続する考えですが、今後とも除雪の担い手不足は厳しい状況になっていくと予想されますので、請負事業者数の推移などを注視しつつ、定住と福祉の両面から有効な施策について検討を続けてまいります。

以上です。

○議 長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

まず、高齢者世帯の助成事業費について、データを確認させていただいて今回の一般質問になったところです。その中で対象世帯のパーセンテージがちょっとわからなかったのですが、町長の答弁では46%になっていたと思います。それで、令和元年度からの推移を見させていただきました。やはり今言ったように、だんだん周知されているということもあり、助成金額も利用者数も右肩上がりになっています。それでも46%という数字ですから、この事業の去年のデータは想定の内なんでしょうか。これから、46%以上、ニーズが増えてきてもまだまだ事業は続けられる範囲と考えているのかということをお尋ねいたします。

そして、この除雪事業の難しさといえますでしょうか、僕もいろいろなところから話を聞いて、本当に難しいと思うのは、除雪を担う人たちが一人親方ということもございまして、契約も作業もひとりでやるということで、それぞれの考え方があります。町長の答弁の中でも、いろいろな機械、単価があるということで、これを一つにするのは本当に難しいだろうと実感しました。作業を行う機械ですと、100以上の大型ホイールローダーに乗っている人もいれば、小型のもの、トラクターであったり、手押しの除雪車だったりもします。金額も時間単位の契約もあれば出勤回数の契約、そしてシーズン単位の契約というのもあります。

そのような中、なかなか一つにするのは難しいのですが、事業者が減っていているという事実も、ちょっと無視することはできないのかなと思います。

現在除雪をしている大手が今季限りで引退するような話を聞きました。今までの利用者が宙に浮いてしまうと大変なことになるなと思って、今回一般質問のきっかけになったところもあります。そのような中、その担い手といえますでしょうか、事業者をどうやって増やしていくかということも、やはり頭に入れておかなければいけないと思います。

そのためにはどうしたらいいのかということ、支援という形が一番いいのですが、町長も言われるとおり、僕も感じていますが、支援の難しさというのはあると思います。

まずは事業体といえますでしょうか企業体といえますでしょうか、行政が主導して皆さんの意見を吸い上げて落としどころを作るような場を作ってください、皆さんがどのような意見を持って、どのように取り組んでおられるのか、その中で町が関わるができるのかという話し合い、協議の場を何回か作って、来年の除雪を迎えるような形を作れないかと思いますので、そこも一つお願いしたいと思います。

それから、高齢者の去年の実績ですが、事業費総額が345万円となりました。この事業は5万円を上限にして、契約金の半分を助成するという制度であります。単純計算ではありますが、約700万円のお金が動いています。そのほかに70歳以下もしくは企業の除雪を加えて、ここは想像でしかないのですが、話を聞いた中では1シーズンで1,500万円ぐらいのお金が除雪で動いているのではないかと推察されます。

それだけのお金が1シーズンで動いていると考えると、やはり事業者の数が足りない。町長の

答弁では39件とありましたが、個人の方も入っていますよね。私がいただいた資料では、事業者11、個人28となっています。個人というのは、農家の方などで近所の除雪を担いますよと。対象が70歳以上ですから、ここに登録して助成をいただいているという方だと思うのですが、やはりメインとなるのは事業者として扱われる11社。ここがこれからどれくらい仕事ができるかというところにも関わってきますが、それだけの除雪を行う中でその事業者数ではちょっと少ないのではないかという気もいたします。

だからといって、これは民間の事業者の考え方ですので、新規参入を促すには本当に難しいハードルといたしますか、難しい壁がたくさんあると思います。そこを統括役として行政には動いていただけないかというのが、今回の質問で僕が感じたところでもあります。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

大きく3点の再質問だったかと思います。

1点目、現在46%の利用率ということで、今後さらに増えていった場合それでも事業を継続するのかということですが、今の段階では増えても継続をしようと思っております。それはその時々判断によるかと思いますが、今現在ではそのような考えでいます。

2点目について、今回改めてご質問いただき、内容を少し考えてみましたけれど、制度設計自体が本当に難しいというところがあります。

現在、実際にはかなり厳しいでしょうけれど、経済活動の一環としてやられている方、あるいはほぼボランティアのような形でやられている方ということで、その姿勢といたしますか、特に事業者の方がやられる場合はあくまでも経済活動、ボランティアの部分もあろうとは思いますが、それぞれのスタンスが違っているということも大きく影響してきていると思っています。ですから、それぞれの考えのもと除雪作業を行っていただいているというところでは、統一したところにたどり着くというのは、なかなか厳しい状況にあると思います。まずは全ての方を一堂にということにはならないと思います。主立ったところの方のご意見といたしますか、考え方をお伺いするような機会を設けていきたいと思っています。

3点目、事業者が11、個人が28ということで、ほぼ半数以上は個人の方のボランティア的な意思に基づいて行われていると思っています。先の質問への回答にもつながっていきますが、今後、統一したものとして、皆さんの考えといたしますか、意思がまとまるのかどうかというところも、町の考えとは別にそちらも大きなものがあろうかと思っています。

それぞれの思いも違い、条件も違う中で一体的なものに最終的にまとめていけるのかどうかはこれからの話し方次第になってくると思います。先ほど申し上げた、まずはお話を聞くところから進めさせていただきたいと思っています。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

今後どうなるかわからないという前提ですが、行政にも少し動いていただけるということを伺いました。本当に今後とも除雪の担い手不足は厳しい状況となっていくという予想はされていると思っています。

先ほど言ったとおり事業者といひましようか除雪を担う方は一人親方。これはちょっと語弊があつたら申しわけないのですが、やっぱり人間の仕事ですから時間も限られています。体も一つと限られています。なので、どうしても条件のいい利用者の方に流れていくというケースもないことではないと思います。

ですが、除雪をその町のインフラの一部と考えるならば、除雪を利用したいと思う人たちにはそれを利用できるような形をぜひとも作ってほしいというのが、私の思いであります。

やはり除雪難民が出てきては困るということもあり、町長が言われる商業活動の一環を邪魔したくないという理由もわかります。今、地方においては、民間事業者が撤退したり規模縮小になって、それを行政が担うということも割とよく聞く話ではありますし、そこは町長もきつと頭が痛いところなのではないかなと感じます。

これは最初にも言いましたが、このような豪雪地帯では、除雪をインフラの一部と捉えるのであれば、行政サービスとまで言っているのかわかりませんが、何とかそういう位置付けに持っていくことも住民が住んでいる以上大切なことなのかもしれません。

病院がある、バスがある、除雪体制もしっかりしている、ここまでワンセットとは言いませんが、そこまでできればというのが漠然とした私の考えではあります。将来的にもどうなるかわかりませんが、少しずつでもいいですので、行政の方から何か支援とか意見を出していただいて、この町の除雪体制をしっかりと担うような体制を今後とも民間とともに作っていただきたいというのが私の意見でございますが、町長、どうでしょうか。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再々質問にお答えいたします。やはり民間の方にはボランティアという意思が根底にはあるのだろうと思います。この町を何とかしたいという思いがあつての事業者の方々の商業活動でもあろうと思います。

今、町が支援するということでお話をいただいておりますけれど、既存の方に対する応援というのは、中身は厳しいのですが、比較的できると思います。新たな方を発掘するような形の支援というのは、さらに難しいのかなと考えているところです。

当然、事業者的な大規模な形でやっていただくとなると、それなりの投資をされるということにもなりますので、町がそれにどこまで関わっていけるのかということところは本当に難しい問題だ

と思っています。将来の話ではなくて、既に始まっている問題という意識を持って、今後とも少しずつでも前に進めていきたいと思います。

○議 長（小松正年君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午前11時といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時59分

○議 長（小松正年君）

全員がおそろいですので、休憩を閉じ会議を再開したいと思います。

それでは、発言順位3番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

町長に2問質問いたします。

まず、えみるの遊具公園に明るい夜間照明をとということです。

今年5月に多世代交流施設えみるがオープンしてにぎわいを見せております。9月には秋の祭典イベントを施設内や駐車場で、出店もあり、にぎやかに開催することができました。

そこで夜間気になったのが、遊具のある場所に照明が届いておらず、暗くなったところで遊んでいる小さな子供たちのことでした。イベントの司会者もそのことに気がつき、マイクで保護者の方に注意を促していました。

夜間イベント等で子供たちが安全に遊べるように、また不審者から子供たちを守るためにも、必要なときだけでも使える照明と防犯カメラの設置が必要ではないかと思っておりますので、設置についての考えをお伺いいたします。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

本年9月7日開催の当該イベントにおける日没時間は17時58分、夕暮れも早まる季節に差しかかった時期の開催でございました。

当日は正午過ぎより19時30分まで日程が組まれておりましたが、議員のご質問にありまして、イベント司会者による注意喚起のアナウンスもされたように、当該イベントでは遊具の夜間使用は想定されておりませんでした。

なお、イベント時か否かにかかわらず、本町におきましては他の施設も含め日没後の屋外遊具

の利用は想定しておらず、夜間利用を促すような照明設備の設置は考えておりません。

また、防犯カメラにつきましては、遊具設置の庭園側に向けて既に1台設置されており、全ての範囲を記録できるものではございませんが、現状での増設の考えはございません。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

えみるは多目的に使える多世代交流施設になっております。まだまだ利用方法はあるので、安全に使えるような施設になっていただきたいと思っております。

先ほど、静川議員の質問の中にもありましたが、子供たちもえみるで勉強をするなどして遅くなることもあろうかと思えます。行政が十分に安全な処置をしていただきたいと思っております。

今までは安全な町だと思っても、最近は思いもしないことが起きる社会になったように思っております。事故など起きては困りますので、そのようなことのないよう想定と配慮を願いたく思います。

静川議員の質問にもあった防犯カメラと連動させ、隙間なく住民に安全と安心感を与えていただきたいと思えます。答弁願います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

先ほどの静川議員のご質問にもありましたように、防犯カメラの有効性につきましては十分理解しているところでございますけれど、今おっしゃられた隙間なくというのは、さすがに行政が全てを負担して設置するということはかなり厳しいものでございますので、必要に応じて設置していくような考えで今後とも進めてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

一定程度、えみるでイベントをやる団体といったら商工会でしょうか。例えば商工会が照明を使うとするならば、やはりそれは施設の方に付けておくべきではないか、そのように思っております。

私の今の質問はこれにて終わらせていただきます。答弁はよろしいです。

○議長（小松正年君）

それでは、2点目の質問をお願いいたします。

○4番（野崎敬恭君）

2点目として、町営バスの停留所の新設ということで、町営バス停留所を滝川市立病院前に新設することについて、検討、調整はできないでしょうか。

銀座通バス停から市立病院までの距離を高齢の方が歩くのは大変なことと考えております。

昨年3月までは、浦臼滝川線を中央バスが担っておりましたが、廃止に伴い町営バスに移行し、町長が願う住みやすいまちづくりのために、今現在、砂川駅、滝川駅、それから砂川市立病院までバスが走っておりますが、滝川市立病院までは行っていません。

今後は、通学のみならず高齢者の通院の足としても必要なバス路線であるため、浦臼町公共交通会議に滝川市立病院前バス停留所の新設について諮っていただきたく、町長にお伺いいたします。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

野崎議員の2点目のご質問にお答えいたします。

町営バス浦臼滝川線は、令和4年9月に北海道中央バスが滝川浦臼線を廃止し、その代替交通として同年10月より運行を始め2年が経過したところでございます。

町営バス浦臼滝川線を運行するにあたり、北海道中央バスをはじめとした関係機関と事前協議を重ね、その中で停留所の重複等により北海道中央バス等が運行している路線に影響が出ないように運行することを条件として同意いただいた経過がございます。

滝川市立病院前の停留所まで延長しますと、北海道中央バスが運行しています滝川市内線と重複路線となります。また、滝川駅発のJRや中央バスとの接続を考慮すると、えみるを10分以上早く出発する必要がある、高校生の通学に大きな影響を与えることなど路線の重複以外にも問題があり、滝川市立病院前のバス停留所の設置はできないと判断しております。

議員ご指摘のように地域公共交通は高校生の通学だけではなく、通院や通勤の手段であることを理解しており、利用者相互の利便性を考慮しつつ既存の民間路線へ配慮したものとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

町営バスの運行ダイヤが、JR、中央バスとの関連性でダイヤを組んでいるというのは重々理解しておりますし、かなりご苦労して組んでいるのだろうな、そのように考えております。

それでも、滝川市立病院へ行くためには本来9時台のバス、それから帰りは2時台のバスがほしいという住民、高齢者の声が私のところに来ております。しかし、バスを増やすということはやはり経費の増大に関わりますので、私も、なかなか厳しいだろうという判断をしておりました。

そこで、2番目に多かったのが、病院の前にバス停をとという声でございました。

まだ滝川市内では、中央バス、路線バス事業者が動いていますので、競合路線となり、かなり路線バス事業者にとっては痛いのかなという気持ちもあります。しかし、浦臼町から滝川市立病院までの人数を大体換算すると、それほど事業者に影響を与えないのではとも考えております。近年は運行バス事業者のダイヤの方もだんだんと少なくなってきており、こういう浦臼町のような過疎地からの通院者も大変な状況になっているだろうと思っております。

運行回数が減っていくバス事業者に気を使うと、我が町の住民が幸せになれないというような気にもなっております。町には、強い気持ちで浦臼町公共交通会議の場で住民の気持ちに寄り添っていただき、協議をしていただきたいと思いますと思っております。

知り合いの高齢の方は、現在砂川市立病院にバスで通院されています。本当にバス停があってありがたい、そのように申しておりました。

恐らく滝川市立病院の前にバス停を設置することで、同じように車のない高齢の方はそのように感じてくれるのではないかと、そのように思っております。

先ほどから申しておりますように、砂川市、滝川市は、浦臼町としては依存関係にある大きい市です。どうしても必要だと感じるのは、町営バスなどはやはり駅と病院まで結ぶのが最善だろうと、そのように考えて質問させていただきました。答弁よろしく願いいたします。

○議 長（小松正年君）

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

おっしゃられることは重々理解するところではございます。一定のルールに基づきまして交通体系が出来上がっておりますので、その辺をこちらの事情で変えられるものなのかどうか、今までは変えられないという前提でお話を進めてきておりましたけれど、その辺は確認をさせていただきたいと思っております。

重複路線が認められないという問題のほかにもう一つ、やはり遠回りになりますので、時間が10分、15分、駅まで余計にかかってしまうというようなことが発生いたします。ある方に都合のいいことが、ある方には不便になるということにもつながりかねませんので、そのあたりはトータルで考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再々質問ありますか。

野崎議員。

○4 番（野崎敬恭君）

このバスダイヤの編成を考えてみたとき、本当に大変なところをうまく隙間をねらってやってくれているなど、そのように思っております。

ですが、この町の人口もあつという間に1,500人台になってしまいました。小さくても不便さのないまちづくりをしていかないと、さらに人口減少、社会減に陥る、そのようなことも考えたりしております。公共交通会議の場でも周りの情勢をよく見て、滝川市の路線バス事業者のことも見ながら、突っ込みどころがありましたら、どんどん突っ込んで、我が町の住民にとっても良い方向に持って行っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁はよろしいですね。

○4番（野崎敬恭君）

はい。

○議長（小松正年君）

それでは、次に発言順位4番、中川清美議員。

中川議員。

○5番（中川清美君）

町長に3点、質問をいたします。

まず1点目ではありますが、選挙における投票所のバス送迎ということでございます。

浦臼町では、交通弱者対策として、高齢者や自動車運転免許返納者にタクシー助成券が配られ日常生活で不便がないように対策が取られていることは高く評価するものであります。

日本の選挙制度においては、衆議院選挙や市区町村議員選挙など、また住民投票まであり、国民の一人一人に平等に与えられた権利であります。

近年、肝心の投票率の低下が懸念されております。原因として考えられることは、選挙離れや関心の低さ、また政治に対して確信を持っていないなどがあるのではないかと考えられます。

私も議員として選挙活動に携わってきましたが、その中で一人暮らしの高齢者と話をしたときに、「選挙には行きたいが、投票所までの足がないので行かない」と言う方が数人おりました。タクシーを利用すればと思われそうですが、なかなかそうはならないようであります。また、タクシーは土日が休みであり、投票日当日には利用できません。

浦臼町に住み続け、さらに自分の意思を示す機会を応援するためにも、投票所への送迎バス運行の考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

議員のご質問にありますとおり、交通弱者への施策として、タクシー利用助成券を配布しているところでございますが、土日祝日はタクシー、乗合タクシーとも運行しておらず、投票日当日の公共的な移動手段が確保できていないのが現状でございます。

これにより、投票日の投票行動に影響を与える可能性もあり懸念するところではございますが、公示日翌日から投票日前日までの間に投票可能な期日前投票制度もあり、昨年4月執行の浦臼町議会議員選挙並びに本年10月執行の衆議院議員選挙の期日前投票率は25%を超えていることから、一定程度、町民に定着しているものと考えています。

このことから、投票日当日に投票所への送迎バスの運行ではなく、乗合タクシー等が運行されます平日に投票可能な期日前投票制度を利用いただくよう、更なる普及促進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

平日に可能な限り期日前投票を利用させていただきたいということで、期日前投票率25%と書いておりました。これについての基準というのは全くなくて、高いのか低いのかという判断はそれぞれであります。

それはさておき、私が町内の高齢の方から聞いたところでは、役場にはエレベーターがありませんけれど、なかなかエレベーターの乗り方がわからないと。また、期日前投票をどこでやるのかも、ちょっとわからないと。そういったようないろいろな意見も聞いたところなんです。

また、せっかく期日前投票に行っても、2階に上がらなければならないと。これはエレベーターを使えばいいのしょうけれど、先ほど言ったように、なかなかエレベーターの使い方に慣れていないから、階段を歩いて2階まで上がっていくと言うのです。

その方は、1階に期日前投票所を設けてくれないかと。これはやはり高齢の方にとっては切実な思いではないかと私も感じたところであります。この町で、高齢の方が元気で最後までしっかりと自分の意見を表す場としたら、やはり投票をすることになります。なかなか送迎バスはできないということもわかります。その辺を町の方でも鑑みていただきまして、普通車でも構わないのではないのかなとも思っております。

また、国の制度では、出張投票ということも可能ということであります。平成28年度より国政選挙においては経費基準法改正で新設をされております。また、地方選挙では特別交付税措置で、出張投票の2分の1の経費を見ていただけるということにもなっておりますので、できればそういうことも鑑みて、いろいろ策を練っていただいてというのがこれからの考えであろうかと思っております。

できる限り1階の方に期日前投票所を設置できないかというご意見がありましたので、私から

の再質問といたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

ただいまの期日前投票所につきまして、2階から1階への変更を検討できないかというところでございます。

移動に当たっては、選挙管理委員会委員の意見も聞く必要があるかなという部分はございます。あとは場所の問題ですね。庁舎内ですと会議室が考えられるのですが、当然会議室としての利用もありますので、どういった手法が可能なのか、場所はどこがいいのかということも含めまして、検討の余地はあると思っております。

問題点といたしましては、期日前投票に配置する職員、立会人ですとか、投票管理者といった部分の人員繰りというものが必要になってくると思います。可能な限り1階がいいということであれば、検討はできるかなと思っておりますが、選挙管理委員会での検討も含めまして、ご相談させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○5番（中川清美君）

ありません。

○議長（小松正年君）

では、2点目の質問をお願いいたします。

○5番（中川清美君）

2点目は町職員の副業ということで質問いたします。

地方公務員の副業については、2019年3月に働き方改革の推進によりまして解禁されてきています。解禁はされていますが、いろいろな制約の中での解禁となっております。

公務員以外の一般企業の会社員についても今はダブルワークが認められてきていまして、一定のルールの上、本業に差し支えないことが大前提だと思われれます。

さて、本町の町職員の状況を鑑みたときに、農家や商工業者などの繁忙期にアルバイト的な労働を提供することに対する基準が規定されておられません。令和4年第3回定例会において折坂氏の質問にもあり、今後制度化に向けて調査を進めるとのことでしたが、いまだ規定は作成されていません。町の各産業を直接体験できる貴重な機会になると思っておりますので、早急に副業規定を策定されるよう提案したいと思います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

中川議員の2点目、町職員の副業についてのご質問にお答えいたします。

令和4年第3回定例会における一般質問への答弁以降も、職員の副業解禁の動きは道内でも増えつつあると認識しております。

本町では、職員担当の総務課において情報収集を行い、基幹産業である農業を副業の対象業種とする素案をまとめていたところでございますが、管理職や職員組合との協議に至っておらず、副業規定が制定されていないのは議員のご指摘のとおりでございます。

職員の副業につきましては、議員のご質問のとおり本業に支障のない範囲というのが前提とされておりますが、現下の職員体制を見ますと、退職者補充に伴う新規採用が計画どおりに進んでいないことによる人員不足から、所管ごとの波はあるものの時間外勤務が増加傾向にあり、その許可にあたっては慎重に行う必要があると考えています。

人手不足に対応するための労働力というよりは、町職員の地域産業への貢献との観点から有効性があるという面では、議員と考えを同じくするところでございます。

素案の段階では、対象業種を農業に限定しておりましたが、商工業者を含めてのご提案でございますので、再度内部協議を進め、合意形成を図った上で、できるだけ早い時期に制定に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

実際、職員の方を見ますと、仕事以上に趣味や特技といった、そういったすばらしいアイテムを持っている方もたくさんおられます。そのような知識、技術というものもフルに生かしていただくためには、これまで手弁当で行っているわけですが、そういうことではなく、地元の商業、農業に寄与できるものであれば、ここで町としての責任を持って規定を作っていただきたいと思っております。答弁では、退職者補充に伴う新規採用が計画どおりに進んでいないことによる人員不足から時間外勤務が増加傾向であって、なかなか慎重に行う必要があると言われておりますが、これは残念ながら町の責任でありまして、できないという理由に当てはまらないのではないかと考えます。

職員本人が、自分の仕事の内容を含めた上でほかの産業のお手伝いに行こうという気持ちがあるならば、そこは本人の意思を尊重してあげるべきではないかと私は思います。

職員がそういうところに出かけるときは、無償で手伝ったりしているのが現状です。そこは町としても理解を示すべきではないかと思っているところであります。また、町の職員は机上の仕事が多くなりますので、現場に行き触れることで、机上ではわからないこと、またいろいろな職業への対応の仕方、そのような見識も深まる場所でもありますので、ここは何としてでも早急に対応していただきたいと考えます。

また、浦臼町には地域おこし協力隊員もおられます。この方々もはじめての浦臼町での対応ということでもありますので、やはりそういうところも考えると、率先して行きたいという隊員がいるのであれば、規定を制定するべきだと私は思っております。

前回、折坂氏の質問が令和4年の第3回定例会ですから、もう2年以上たっています。まだこのような状況であれば、スピード感が遅いと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

再質問としまして、ぜひ新年度からこの規定をスタートさせていただきたいなということで、町長の考えを聞きたいと思えます。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

時間が経過していることに対しましてはおわびを申し上げたいと思えます。

職員の勤務以外のそのような町民との交流等につきましては、この町を支えていくという考えを持っていただくためにも十分必要なことだと考えております。スピード感を持って進めていきたいと思えます。そのためには、新年度、来年の4月から運用できるように制度化していきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小松正年君）

再々質問ありますか。

○5番（中川清美君）

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは、3点目の質問をお願いいたします。

○5番（中川清美君）

3点目は道の駅構想についてであります。

道の駅つるぬまは平成11年にオープンし、以降、本町の観光、農商業の発展に寄与していますが、開設から25年が経過し、経年劣化によって運営に支障を来しています。

特に、トイレにおける異臭や排水の詰まりなどは大きな問題であると思われます。

以前の道の駅構想には、建て替えという構想がありましたが、実施には至らなかったという経緯があります。しかし、道の駅は本町の産業において必要なものと考えます。

先に開催されました町の懇談会において、令和7年基本設計、令和8年実施設計、令和9年オープンとのことでありまして、計画どおり進められることを期待するものであります。

そこで、どのような建物が想定されるのか注目するところですが、私もいろいろな町民の方と話をしてきました。

新しい道の駅のコンセプトとして、一つの建物に収めるのではなく、それぞれの機能をコンパクトな形にすることが望ましいという声が多く聞かれています。

内容といたしましては、浦臼町の特色を持った独特なものがよいのではないかとということで、鶴沼にある石づくりの建物を解体、移設して、そこに設置してはどうかと。

2番目としては、現在のトイレの建物は残し、中を改築して、坂本龍馬の記念館とか、または等身大の銅像の設置もいいのではないかと。

3番目は、現在のトイレは記念館を設置することによって使えないので、トイレは新しい建物とし、敷地内のどちらかの端に設置すると。

4番目としましては、すべてを龍馬にちなんだ建物とし、江戸時代風の建物にしてみてもどうか。

以上、町民と話した意見であります、これを踏まえて町長の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

3点目の道の駅構想についてのご質問にお答えいたします。

11月のまちづくり懇談会で道の駅・温泉整備計画（案）の基本方針として、次の3点を説明させていただきました。

一つ目といたしまして、浦臼町の農業と観光振興の拠点として位置づけ、町民と来訪者の交流の場、本町の魅力を知ってもらう交流人口、関係人口創出の場とする。

二つ目といたしまして、道の駅と温泉、さらに隣接する鶴沼公園が一体的な施設となって、目的地として来場いただき、周遊利用してもらえる施設とすること。

3点目といたしまして、道の駅に対する評価は、食が大きな部分を占めており、本町の魅力ある農産物や加工品を中心に販売、提供する。

以上、3点の基本方針を基に、現行出店者や関係者の皆さんと詳細について協議を進めているところでございます。

今回、主に建物の配置や活用方法について4件のご提案をいただきましたが、町民の皆さんがこの事業に関心を持ち、より良い施設になるよう議論いただけることは大変ありがたいと感じております。現在の協議段階が進んだ後には広く皆さんにお集まりいただき、ご意見をいただく場を設けたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

再質問であります、道の駅のいろいろな内容は聞いたところであります。私の聞いていると

ころによりますと、旧道の駅ですよね、それは建てた年数もちっと古いということでありまして、解体の方向で検討しているということでもあります。

旧道の駅については、私は、建てたものを解体するというのは本当に簡単なのですけれども、もっと有効利用はできないかと考えているところでもあります。効果的な継続運営を望むところでもあります。

夏場は野菜の販売等で常時使われているところでもあります。その後野菜関係がなくなるわけでありまして、そうしたら閉鎖しているような状況でもあります。そこは年間を通して開けていただけるのが、やはり活性化にもつながるのかなと思っております。野菜の販売が終わった後はそこで加工場の乾燥野菜やベジらいぶなどが、今、若手で結構頑張っている方がおられます。そういうところを拠点として、農繁期以外の農閑期に利用しながら活動できないかと。

また、浦臼町の手打ちそば友の会も盛んに行われておりまして、そこでの利用も考えられるのではないかなど。そこで活動することによって、浦臼町の産業が見える場として、機能が十分に果たせるのではないかと考えています。

道の駅にたくさんのお客さんが来るわけですから、ただトイレに寄って帰るということではなく、そのようなところがあれば、見て、歩いて、そして浦臼町の産業が見える場としての機能を持たせたら良いのではないかと考えております。それがまず1点です。

また、建物を解体し、そしてまた新築するということは、大きな予算がかかってくると思われまます。これから、多世代交流施設えみるの返済もありますし町立診療所の返済もあります。そして、また道の駅ということになったら、大変な経費がかかってきます。住民懇談会では、身の丈に合った予算でやっていただきたいという、そのような町民の意見があったことは私も聞いています。

以前の道の駅では、一つの建物を建てて、その中の各ブースにそれぞれの業者が入るということでした。そこは既存の建物を利用しながらそのブースに各出店者が入って、そこで活動するという、そういった結構特色を持った道の駅のつくりになるのではないかなど。

ほかの町の道の駅を見ましても、一つの箱を建てて入っていますが、先ほど言ったように町民の方の意見によると、各トイレの建物は残して、そこをまた新たな展示場にしたり、石づくりの建物を移設してそこでまた違う方が運営をするということで、あるものを有効利用しながらやっていったら良いのではないかと。その辺も頭に入れながら考えることができないのか、2点、質問したいと思います。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

2点のご質問だとは思いますが、既存の建物を生かすということでは共通していると思います。

お話の中でもありました、旧ガーデンにつきましては昭和57年に開業しましたので、木造で四十数年経過しているという状況にあります。お聞きになっているかと思えますけれど、雨漏りですとか、壁の剥離ですとか、さまざまな障害が起きておりまして、一度は使用を中止した経過がございます。新たな施設ができるまでの間ということで、今、使用しているところではございます。

基本的な考え方として、あるものを使うというのは当然私たちも考えていかなければならないところではあります。いずれにいたしましても、もうどれもこれも年数的には経過しているというのが現状です。身の丈というのがどこまでを言うのかは、それぞれご判断が分かれるところで、今のところ私たちにとっての身の丈の範囲内で更新できるものは更新するという考え方で進めさせていただきます。利用ができる、できないは、当然、経費をかければそれなりの改修はでき、利用できないものはないということにはなりません。どこまでを使って、どこまでを新しくするかというのは、これからの話し合いも含めて、今のお話も参考にさせていただいて進めさせていただきたいと思えます。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

中川議員。

○5 番（中川清美君）

今の答弁に雨漏りがするという内容もありました。基本的に屋根をふき替えればまだ40年間持つということであります。やはり、ちょっと考えたらわかるのではないかと、壊してしまえば終わりだと。我々町民からするともったいないなと、直したらまだ使えるというような感覚が強くありますので、その辺も考えていただきたいなと思っております。

さて、町長の同級生でありました札幌市立大学の西川教授、浦臼町内を3年かけて、浦臼町のために何ができるのかというところをいろいろ調べて、立派な成果品を我々にいただいたところでもあります。

その中で、西川教授もやはり浦臼町における石づくりの倉庫は一番の魅力ではないかなという捉え方をしていました。そこで、この意見を利用していただき、その石づくりの建物を残していただきたいと考えているところでもあります。

今までは、道の駅はこういうものですよと、我々に図面を提示していただいていたところですよ。やはり今回、出店者と道の駅運営協議会とそのような方々と情報を密にして、こういう建物ですよという図面、それを3パターンぐらい用意しながら、どれが使いやすいのか、どれがいいのかと、そのような具体例を示しながら協議できないかと考えています。

以前の道の駅構想は否決されたところでもあります。その構想の中には出店者の協議等、全くなかったのですね。町の方で、建物を建てて、これでやってくださいという、古いパターンのやり方だったのではないかと考えて、私もそこはなかなか理解できなかったところでもあります。

ですから、今回はその経過を踏まえて、いろいろなパターンを作って、出店者や道の駅運営協

議会との協議を重ねてから道の駅を作っていたいただきたいなということです。パターンを提示したりと中に踏み込んで、出店者との協議を行い作り上げていただきたいと思っております。

このことについて再々質問とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

後半部分について、十分な資料を提供した上で協議を詰めていってほしいということで、当然そういうことだと思っております。

それが今現在できていないのは、これまでは1回目、2回目も含めまして、コンサルの力を借りて、コンセプトですとか、基本的な図面を取りあえず作っていただいて、それを示した中でご意見をということで進めていました。

過去2度、それがうまく進まなかったということもあります。今回につきましては、まずは役場と町民の方でお話をさせていただいて、提案や意見を吸収した上で絵につなげていこうという、これまでとは逆の流れで進めております。仮の絵は示していますが、あくまでも仮の絵でしかありません。その絵を見ながら皆さんの考えをいただき、来年度の基本設計ではじめて形にしていくという流れになっております。議員がおっしゃるような形ではないということをご理解いただきまして、まずは意見をお伺いさせていただきたいと考えています。

○議長（小松正年君）

それでは、ここで暫時休憩とします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、発言順位5番、柴田典男議員。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

町長、教育長にそれぞれ1点ずつ質問いたします。

まず町長に、新型コロナワクチンの定期接種についてであります。

新型コロナウイルスの感染によって重症化しやすい65歳以上の方と基礎疾患を有する方を対象に、10月から定期接種が実施されています。今年度はオミクロン株JN.1系統に対応した1価ワクチンだそうです。

国は、接種費用のうち8,300円を助成するとしており、自己負担額は7,000円程度を

標準としています。低所得者については接種費用を無料とするため、その接種費用の3割を普通交付税措置することとしています。なお、浦臼町民が医療機関に支払う自己負担額は2,800円となっています。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、インフルエンザと同等の扱いになったとはいえ、感染による影響力はインフルエンザ以上のものがあると思います。

さて、本町では診療所医師の意思により、ワクチン接種を受けられない状況ですが、町広報と一緒に配布されたチラシで、浦臼町立診療所では新型コロナウイルスワクチン接種はできませんと知らせただけのように思います。

行政は、町民の安全・安心のために医療機関と接種委託契約を結び、国に対して接種数の調査、見込み、実績を報告する責任があると思います。町民からの希望があり、需要があるとすれば、それに応える必要があります。

そこで、次の4点について質問します。

現在のコロナの感染状況はどのくらいでしょうか。

二つ目として、本町における過去7回のワクチンの接種率はどのくらいでしょうか。

3番目として、診療所がワクチン接種を行わないのは町の方針とするのか伺います。

4番目として、接種を希望する方への対応をどうするのかお伺いしたいと思います。

お願いします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の現在の感染状況についてですが、令和5年5月8日に5類に移行したため、感染状況は全数把握対象疾患ではなく、定点把握対象疾患になりました。そのため、北海道感染症情報センターの情報によると、滝川保健所管内は第47週、11月18日から24日になりますが、1定点医療機関当たり9.17人で、第46週の7.33人に比べ増加しております。全国での感染状況は1.81人、北海道は5.50人となっております。

2点目の本町における過去7回全て接種を受けた方は、対象者1,616人中468人で、接種率は29%でございます。

3点目の診療所がワクチン接種を行わないのは町の方針とするのかというご質問につきましては、新型コロナワクチンの研究が進む中でも、mRNAワクチンは将来的に人の免疫機能に悪影響を与える可能性が高いため、接種すべきではないと考えている町立診療所医師の判断を尊重することといたしました。町と指定管理者それぞれの立場から協議を行いました。医師としての信条に基づく決定であり、翻意は困難と判断したところでございます。結果として、ワクチン接種の未実施を容認し、既に町民に周知しておりますので、町の方針ということになります。

4点目の接種を希望する方への対応につきましては、接種可能な医療機関に関する情報を随時広報やホームページで周知してまいります。

また、かかりつけ医の有無など、一人一人背景が異なりますので、担当で丁寧に聞き取り、現時点で確約はできませんが、希望者が交通事情から接種を諦めることのないよう送迎も含めて医療機関と調整・検討し、対応してまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

現在、コロナが大変流行しているということで、答弁の中でも定点観測の数字なものですから、一体どれだけの流行になっているのかというところは非常にわかりづらいところがあります。

私も調べてみました。第47週は、答弁によると1定点医療機関当たり滝川保健所管内で9.17人です。先日の新聞に第48週が出ていましたが、滝川保健所管内は9.67人です。空知管内は深川保健所管内が大変多くて、1定点当たりで15.67人と先週から5人増えています。全道では7.64人、その前の週から2.14人増えているということです。ではこれが一体どれだけの流行の数か、空知管内にいくつ定点医療機関があるのか、ちょっと私も存じませんのでわからないのですけれど、日本中で5,000の定点医療機関があると思いますので、全国の場合わかるのですね。全国はおよそ1.9人前後ですから、これ5,000定点ですので、掛けるとおよそ9,000人ちょっとの数字になります。これが1週間のコロナ発生者の数としていくと、結構な人数に流行しているのがわかります。今、コロナに対する報道があまりないものですから。ただ実際にはそれぞれの保健所管内で増えていると。

昨年も11月中ごろから感染者が増えて、年明けがピークだったという報道もありました。今のコロナの変異株というのですか、報道によるとオミクロン株の変異株XECで、今まで主流であったKP3よりも感染しやすい変異株になっていると。

では、一体浦臼町内でどれぐらいの人数の方が接種したのですかということで今回の質問なのですけれど、7回全て打った方が29%という数字を今示されました。およそ町民の3.5人に1人はワクチンを全部打ったよということになります。それだけ需要はあったと。私もこの対象者の1人になりますが、もしそのワクチン接種をしますよということになるのであれば、ぜひ希望を出したいという中の1人になります。

町民の3.5人に1人は7回打っている方がいます。需要があるということを見据えたときに、うちの町は個人病院ではなくて町立診療所だと思うのですよね。指定管理ということになれば、町はある程度、医療機関とはもっと綿密に組んでは。これは国の事業ですから、答弁の中に町の方針として打たないとありましたが、どうなのかなというのが私には疑問として残る点ではあります。

今の医師になって、今年ですか、経営的に赤字部分が出るということで、当初1,500万円の補正を組みましたが、先日1,800万円追加補正をしました。今年度、総額で3,300万円の医療機関に対する補助を町としては行っているわけですね。

今回、町立診療所の建て替えがあるということで、その設計図の中のいろいろな備品等々に関して、町は医療関係者の要望を100%とは言いませんが、ほぼ聞いた中で設計されているように思います。これだけ町として応援しています。

ですが、国の事業である定期接種のワクチンを町として打たないのですというのは、どうも矛盾を感じるのです。経営的なことはよくわからないので申しませんが、これだけ多額の補助を出しているということになれば、お互い持ちつ持たれつとは言いませんが、本意はそうではないけれど、ワクチン接種の希望をする高齢者がいるのであれば、理解してもらって、打てないものかなというのが私の希望であります。

答弁の中にもあるのですが、悪影響を与える不安があると。できれば簡単にでもいいのですが、どのようなワクチンによる悪影響があるのかお聞きしたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられることはそのとおりだと思っており、私もそのように思っております。そういう考え方を持って医師と何度も話し合いをしたところですが、医師の信条といいますか、医師としての矜持といいますか、そのようなことからの医師の判断ということでございますので、今おっしゃられたようなことが医師の考え方を考える根拠にはならないと、私たちは話し合いの中で受け取りました。

本当に町民に対しましては申し訳ないところはございます。しかし、医師は本当に信念を変えてまでやる気はないという強い考え方を示されており、町立診療所での実施は困難と私たちは判断いたしました。

最後に申し上げましたけれど、その代わりと言っては何ですが、町外の対応可能な、まだ確定はしていませんけれど、医師と連携をとりながら希望者には対応していきたいと考えているところです。

影響につきましては、担当者からお話いたします。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

柴田議員の質問にお答えいたします。

専門的な用語がたくさん並んでしまうかもしれませんが、よろしいでしょうか。

今回先生がおっしゃっていた免疫機能の悪影響という部分なのですが、論文で出されたという

部分に関しましては、新型コロナウイルスワクチン自体がmRNAワクチンであるということで、それを頻回に繰り返すことにより、免疫をつかさどっている部分のIgG4というものが高くなることで、その抗体の依存性が、細胞に悪さをすることが阻害される。本来は体を守らないといけない物質が、逆にそれを守らないということになる。そういうことが起こることによって、IgG4が高くなることによって、脾臓に悪さをするとか、がんが発症するとか、心筋炎になるとか、そういうような病名がいろいろな形で報告されているということを診療所医師から伺いました。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

医療的なことはよくわからないので。ただ人間が持っている抗体に対して影響を及ぼすということなのですが、それはどこかの医療論文で発表されたことがあるということなのかもしれません。

今回のワクチン、5種類ありますよね。それで、そのmRNAワクチンを使っているのはファイザー社、モデルナ社、第一三共社、ファルマ社で、もう1社、組替えタンパクワクチンという新しいワクチンを武田薬品工業社が出している。今の理屈でいくと、この4社が出しているワクチンについては影響ありますよということです。武田薬品については、全く違うワクチンのようで、この薬品については町が医療機関と基本契約を結んで、そしてその医療機関それぞれがこのワクチンを選ぶということはあると思うのです。

これは厚労省のホームページから出した今回の定期接種に関する書類から引っ張ってきたものですが、それぞれのワクチンを打ったことによる副反応の発症割合を全部厚労省は公表しているのですね。例えば、50%以上で痛みがある、1から10%は赤みが出ますと、それぞれ公にしています。先ほどの影響の説明に関する論文発表について、厚労省はわかっているのか、そこら辺はわかりませんが、ただ心配なのは、やはりコロナによって亡くなっている方です。今、報道の中で公表されていませんが、昨年5月に5類に変わってからの1年間でコロナによって亡くなった方は、全国で3万2,576人。同じ5類にはインフルエンザもあるのですが、インフルエンザによって1年間で亡くなった方は2,244人と、およそ15倍の方がコロナによって亡くなっているのですね。

これを多いと見るかどうかは、それぞれの判断だろうと思いますが、やはりこれだけの方が亡くなっている数字を見ますと、これは交通事故よりも完全に多い数字ですので、報道の方も国民に知らせる義務はあると思います。やはりこれだけ重症化している方がいらっしゃる。

ワクチンを打って死亡された方もいます。ワクチンを打って亡くなった場合に、予防接種健康被害救済制度というのがあって、国がその方に対して救済金を出すという制度です。認定された

方は51人と聞いています。ワクチンを打ち始めてから、この救済制度で亡くなった方が、亡くなったのかははっきりはわかりませんが、認定された方が51名、これだけワクチンを打って。

ところが、昨年、5類になってからの1年間で、既に3万2,000人以上の方が亡くなっているということを考えたときに、そのリスクを、医師はどちらを選ぶのですかと私なら聞きたいですよね。

実際に私の身近なところで、昨年コロナになって、コロナの後遺症でもう1年以上になる方がいます。近隣の病院に行ってもなかなか特効薬がないものですから、今、札幌市へ一月に1回通っているという方もいらっしゃる。持病もあるのかもしれませんが、散歩をしていても息が苦しくなるというような症状が出てくると言います。原因がよくわからない。外国製の何だかわからない薬を、1日これだけ飲みなさいとしか処方されていない。本当に痩せてしまって、大丈夫かなと。後遺症がそのようなことになっているのを見ると、そのようなリスクを考えたとき、やはりコロナを甘く見てはいけないと思うのです。

確かに、町の方針として、中空知管内のそれぞれ医療機関と提携を結んでいるようです。ただ町民の方は、私はワクチンを打ちたいけれど、浦臼では打ってくれないから、どこかの病院に行かなければいけない。果たして、積極的に高齢者の方々が自分で病院に電話をして、私はワクチンを打ちたいですとやるのでしょうかというところがあります。

その辺のサポートを町としてもしていきますということが答弁でもあったのですが、具体的にはこれからどのようなサポートを考えているのでしょうか。

この定期接種は、これから毎年やるはずですよ。インフルエンザと似たようなものですからね。今回は10月から3月までの定期接種なので、また来年もあると思うんですよ。そのたびに町が各医療機関と提携を結ばなければいけないということもなかなか面倒なことだと思うんですよ。

今回、地元の医師がワクチンを打ってくれないというのであれば、どのようにその医療機関でワクチンを打つための具体的なサポートを住民に周知する、あるいはどのようにやっていくのか答弁をお願いします。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昨日現在、事務の方に請求が上がってきている接種された人の数が28名でございます。その内、かかりつけ医療機関に行っているであろうと思われる方が10名です。それ以外は福祉課に、チラシを出す前に、一体どこで打てるの、いくらなのというような質問に来られた方が、6名か7名いらっしゃったように記憶しています。それらの方にはチラシを出す予定になっていましたので、そのチラシにある医療機関をご説明しました。こことここと、という形でご紹介をして、この中にかかりつけあるいは行ったことがある医療機関はございますかという話をした上で、あるというお答えがあれば、では、そちらの医師の方がほかのところよりはあなたの体のことをわ

かっていると思いますので、そちらに行かれるというのはどうでしょうかとお話をしました。その上で、どのような方法で行かれますかということもお話をしました。

ワクチンに関しましては、その医療機関がどのワクチンを仕入れているかということまでは町ではわからないので、ワクチンの種類が気になるのであれば、接種の日にちを決めるとき、申し込みのときに自分で聞いてくださいという対応をしています。

今回のホームページの更新に当たっては、接種をしていただけるという病院が増えてきています。というのは、実際の相談でこの表に自分のかかりつけが載っていない、例えば透析をされている方は載っていないということだったので、その透析病院と交渉いたしまして、契約を後から結んで接種することになった病院が数件ございます。そのような形で、かかりつけで表に載っていない医療機関につきましては、後から委託契約という形をとらせていただく場合もございます。そのように係では説明している状況ですので、これからも同じような形になるかと。それで、医療機関が増えていきます。美唄市ですとか、一番遠いところで三笠市だったように思います。それで、その医療機関への送迎という話が出た場合については、答弁にもありましたけれども、その方の家族背景だとか生活背景だとかも踏まえた上で、それで送迎がふさわしいのかどうかも考えています。全員を送迎するというのはきっと難しいのではないかと係では言っていましたが、1人で行くのが困難な方に関しては、そこは検討しなければと考えているところです。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、2番目の質問をお願いいたします。

○7番（柴田典男君）

それでは、教育長に海洋センターの利用料及び利用状況について質問いたします。

海洋センター及びふるさと運動公園は、町民にとって貴重な運動施設であり、剣道少年団をはじめとして、年間を通して多くの町民が利用しているものと思われます。

歌志内市、上砂川町、奈井江町とは広域の連携施設としても活用されています。

今回その内容の確認も含めて、3点の質問をさせていただきます。

一つ目として、海洋センターの現在の利用状況はどうでしょうか。

二つ目として、利用料の内容はどうでしょうか。

3番目として、キャンセル料は発生するのか。以上、3点伺います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の海洋センターの利用状況につきましては、令和4年度の利用者数で延べ8,330人となっており、そのうち体育館4,463人、第2体育館2,746人となっております。また、

広域連携施設としての3市町の利用者は734人となっております。令和5年度につきましては延べ8,207人で、そのうち体育館3,406人、第2体育館3,516人、広域連携では164人となっております。また、令和6年度10月末時点では延べ6,519人、そのうち体育館で3,180人、第2体育館2,692人となっております。

2点目の利用料の内容につきましては、まず個人使用料は体育館及び第2体育館ともに、午前、午後、夜間の各使用時間の区分ごとに1回100円としており、中学生以下は無料としております。また、専用使用料は、体育館片面使用で1時間1,000円、全面使用で1時間2,000円としており、第2体育館は1時間1,000円としております。また、町外から来られた方の利用につきましては、それぞれ2倍の使用料としております。

なお、詳細につきましては別紙資料を添付いたしております。

3点目のキャンセル料につきましては、現在、設定はしてございません。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

大変多くの方が利用されているということですのでうれしい限りだと思います。

今回私がこの質問を起こすきっかけになったのは、浦臼町の中学生でソフトテニスをやられていて、昨年、全国大会まで行く実力を持って、中学生になったお子さんです。

そのお子さんはソフトテニスなものですから、浦臼中学校に部活動がないということで、どこか練習場所を確保しなければいけない。ところが、浦臼中学校の部活動は卓球とバレーに限られ、その子はソフトテニスなので、いかんせんとにかく練習する場所がないのです。

保護者の方と海洋センターを利用しようということになると、ソフトテニスは半分を仕切るぐらいのネットを張らなければいけない。今までは、ほかの利用者に迷惑をかけてもいけないので、全面使用料を払って海洋センターを使っていたということです。ですから、全面使用1時間2,000円、暖房料1,000円かな。だから1時間3,000円かかるということですね。

今その子は中学生になって、夏場は滝川市内の高校まで通って、高校生と一緒に練習していたのですが、通わなければいけないものですから、冬場になるとやはりどうしても地元で練習をしたい。それで海洋センターを利用しているのです。本来中学生は使用料がかからないのですが、ネットを張って利用するというので、全面使用にすると1時間3,000円かかってしまう。例えば、2時間練習したら6,000円ということになる。親御さんの負担も結構大変な金額になるということを知り、何とか応援できないものかなということで、今回、海洋センターの実情を聞いたところです。

もう1点、キャンセル料を質問に入れた理由は、近隣のこういう体育館のような施設でキャンセル料を取っていないのは、うちの町だけとは言いませんけれど、結構ほかはあるそうです。だ

から、キャンセル料が発生しないものだから、とにかく土日を優先して予約してしまうのです。でも、急ぎよ練習しないとなっても、キャンセル料がないので、行けませんと言ったら終わってしまう。そういうことがあると聞いたものですから、それはまずいだろうと。

そうしたら、例えば土曜日、日曜日全部優先して予約を入れてあって、そこで、私たち利用したいのと言っても、予約されているので断らなければいけない。でも、その日になってみたら誰も使用していなかったということが実際にあったという話も聞きました。であるならば、キャンセル料がかかる施設にした方がいいのではないかというのが今回の質問です。

2点、ちょっと再質問させていただきます。

そういうことがあるので、キャンセル料は取っていないという答弁ですが、将来、キャンセル料を考えていきますという考えはないのかというのが再質問の1点目。

もう1点、基本的に中学生は使用料がかからない。それで、例えば、誰も使っていないような時間帯があったとして、その子がソフトテニスの練習をするのであれば半分にネットを張らなければいけないのですが、中学生は使用料がかからないので、全面使用にしないで、中学生の無料の中でできないものかなということをお願いします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

横井事務局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、キャンセル料につきましては、近隣の公共施設でキャンセル料を設定しているところがあるのか、ちょっと私の方では把握しておりませんので、近隣を確認してということになりますが、B&G海洋センターだけのキャンセル料の設定ということにはならないのかなと思いますので、使用料を受け取るような施設についてはキャンセル料をそれぞれ設定することによって、海洋センターもそれに準じて設定することになろうかと思います。

ただし、そのときにキャンセル料を誰がどのようにして受け取りに行くのかということも含めまして、キャンセル料を設定するということは必ず受け取らなければいけないというか、徴収しなければいけませんので、その点についても今後検討の中には必要になってくるかなと思っております。今言ったように海洋センターだけということにはならないのかなと思っております。

続きまして、体育館の利用の方法についてなのですが、議員おっしゃられる全面使用というのは、全面使用と専用使用というのはちょっと違まして、全面を使っただくことについては中学生無料というのは変わりません。ただ、1時間をその団体だけで専用的に使わせてほしいというときに、専用の利用料として全面であれば2,000円、半面であれば1,000円いただいているということでありますので、もし仮にネットを張って、体育館全面を使っていたとしても、ほかの団体が入ってきたときにそこうまく調整していただいて、利用可能であれば、全面を使っただくても中学生以下であれば無料としていますので、専用の使用でなければ中学生以下は

無料として使っていただいております。そのことについては各方面、いろいろところで周知させていただいております。ほかの団体の方も全面を使っている専用使用ではなくて、ほかの団体が来たときには譲り合いながら利用するというで全面を使っている団体もございます。その点につきましても中学生以下は無料として使っていただければと思いますので、今後もそのような対応で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

通告以外の部分も触れたりするものですから、その部分については答弁もらわなくていいようにしますけれど、一応再々質問だけさせていただきます。

要は、全面だけれど専用ではないということで使用すればいいよということは、そちらの方へ言っただけでいいということですので、そういうことを周知させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

私、以前教育長に中学校の部活動の関係で質問したことがあります。将来、学生・生徒が減っていったときに、広域の中でスポーツを振興していこうという動きが今あるので、これから町はどうやって対応していくかという質問をしたことがあります。そのときには、これからのことで他町村と協議しながら進めていきたいという答弁をもらったんですね。

今、先ほどソフトテニスのお話をしたのですけれど、現実が今そういう状況になっていますということなのです。結局、中学校で部活動を2種類に絞っているものですから、そのほかにスポーツをやりたいといっても、結局環境的な問題が今回出てきているわけです。こうやって1人だけでやっているものですから、逆に言えば個性だと思えるのです。集団の中、全員でやらなければだめだよというものもそれはあろうかと思うのですが、こういった個性の中で自分で伸び伸びやっっているような子供たちを育てていく環境が、浦臼町にはあるよというところを先見性的に見せてほしいなと思ったりもしています。

今回その子は中空知の大会に行って2位でした。新人戦ですね。11月のはじめごろに全空の大会あったのですけれど、2位でした。そこで3位まで全道大会に行けるので、今度、全道大会もあるのです。来年の1月4日かな。結局、部活動としてはないけれど、今回なぜ出られたのかというと、ある先生が顧問という形を取って新人戦に限って出られた。では、この子、新人戦終わっちゃうともう大会がないのです。部活動がないので。

では、それでいいのかなというのが、これも本当は通告に入れておけばよかったのですけれど、通告しなかったものでね。ただ教育長にはちょっとその辺、日頃の認識の中に入れておいてほしいなということですよ。

結局、奈井江町の部活動は、情報によるとソフトテニスだけなのです。ほかの部活動はない

らしいですね。滝川市に行くと、中学校2校だけソフトテニスやっている中学校があります。それで、今浦臼町がやっているその子はどの子と練習しているかという、滝川市の中学生と一緒に海洋センターで練習しているんですね。

せっかくそういう大会、1月の全道大会に行くのですけれど、引率なしで、親子で全道大会に行くだけ。認可されていないから仕方がない。だけど、その大会だけは、結局、中空知で勝ってきたので全道に行けるのだけれど、引率者がいない中で行くようです。

だから、町としていろんなことを応援していく中に、そういう個性的なことで悩んでいるお子さんがいるということも知ってほしいと思うのです。それで、どのように町としても応援していくのか、特別扱いはできないということはわかりますけれども、そんな子供もいるということは今後協議していただけたらいいなと思います。

○議 長（小松正年君）

次に、発言順位6番、高田英利議員。

高田議員。

○3番（高田英利君）

それでは、町長に2点、教育長に1点、計3点の質問をいたします。

はじめに、町長に、浦臼町のカスハラ対策ということで質問いたします。

近年、カスタマーハラスメントの話題がキーワードとして取り上げられています。企業では既に取り組みが始まっていますが、自治体では一部の市が条例の制定など取り組みを始めているようです。調べによりますと、公務員の半数近くがカスハラを経験、職場でカスハラを受けている人を見たというケースを含めると4分の3の職場でカスハラが発生している状況にあるとしています。

一口にカスハラといっても、強い抗議や主張との線引きが難しい場面はありますが、職務や職員の体調に影響がある場合などは対応を取らなければならないと思われれます。

今後のカスハラ対応についてどのように考えるのかお伺いします。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

高田議員の1点目、本町のカスハラ対策についてのご質問にお答えいたします。

カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラにつきましては、顧客や取引先等からの暴力的・侮辱的な方法による過度な要求や嫌がらせなどといった迷惑行為が増え、社会問題化しています。

公務員など行政機関においても例外ではなく、近年、自治体においてもカスハラ対応マニュアルを作成する動きが広まりつつあると認識しており、最近では定例道議会においてもカスタマーハラスメント防止条例が議員提案により全会一致で可決・成立したことは記憶に新しいところで

す。

議員ご指摘のとおり、強い口調による苦情の申し出や主張との区別が難しい一方で、職員は全体の奉仕者として住民に対応しなければならない責務があるものの、現状では法的拘束力がないなど、その実効性に懸念があることも事実であります。

しかしながら、町としてカスハラ行為から職員を保護する責任があること、条例やマニュアル等を制定し明示することにより、一定程度の抑止力につながることを鑑みますと、有効性があるものと考えております。

本町においては、主に町民対応の面で生ずる可能性がございますが、表面化する事態はごく少数であるものと認識しております。

本来、ハラスメント行為のない町が望ましいわけではございますが、実態の全てを把握できているとも限らないことから、職員の実体験や意見を踏まえ、その必要性について今後判断することといたします。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

一口にカスハラといってもいろんな場面があるということは、町長のお話にもあるように、私も認識しているところでございます。

厚労省の通達によりますと、顧客からのクレームなどの言動のうち、手段、対応が社会通念上不当なものという扱いの中で規範に反するものがカスハラという扱いということで定義をされております。

具体的に、例えば、身体的、精神的な攻撃だとか、威圧的な言動、土下座の要求、あるいは繰り返されるしつこい言動だとか、あるいは差別的や性的な言動、あるいは金銭の要求などいろいろあるとされております。

先ほど、町長の答弁の中にもありました、11月の道の定例会の中でカスハラ防止条例が全会一致で可決したということで報告をされております。全国の自治体の中でも東京都に次いで北海道が2番目に制定されたという報告もされております。

中身については罰則のない条例ということのようですし、道や市町村の関係者がその対策に協議会を置いて考えてくださいという内容のようですので、具体的な拘束力は、道の条例にはないという認識をしています。

町長の答弁の中で、ごく少数ではあるという認識の中でお答えをさせていただいております。差し障りのない範囲であります。カスハラとして何件程度の認識があったのでしょうか。それと現在カスハラととれるような事例が何件あって、そのような事例の中で暴言だとか、あるいは嫌がらせ等の中身がどの程度あったのか、差し障りのない範囲でお答えいただけるのであれば、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えしたいと思いますけれど、今までの説明にもありましたように、どこからどこまでがカスハラで、それ以外は違うのかというところが、本当に線引きの難しいところであります。今現在、私たちの町にはガイドライン的なものはございません。正確にこれがカスハラであったとかということは、この場では差し控えさせていただきたいと思います。

やはりこれは、人と人との関係の中で発生するものでございます。そういうお話を受けたときに、こちら側、相手側双方ですけれど、どう受け止めたかという部分が大きなポイントになってきます。そのあたりの線引き等も含めて、今後検討させていただきたいと思います。

このような答弁でお許しください。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

なかなか言いにくい部分があろうということも重々認識しているところです。

既に始めているところをちょっと調べてみますと、具体的なカスハラ行為があった方の名前を実際に公表するという条例を作っている町も、京都市だったかな、あるようです。

あるいはもっと大きな町になるのでしょうか、ネームプレートをフルネームではなく名字だけにするとか、あるいは平仮名表記だけにして、職員の個人の特定をしにくくしているという町も実際にあるようです。調べてみますと、札幌市などは会話の録音だとか、あるいは電話の内容も録音しますということの一部では進めているという取り組みもあるようです。

私も、先ほど上げた名前の公表については、いろいろ賛否の分かれる部分ではあるかと思えます。それらを踏まえましても、やはり条例等の制定に向けて前向きに検討する必要があるのではないかと私は思っているところであります。

カスハラがあった場合、組織内での情報の共有、あるいは相談体制の構築等について、組織として取り組んでおいた方が、仮に職員がカスハラ被害に遭った場合、体調を崩したりとか、業務に差し障りが出るような場合において、有効に対応できるのではないかと思います。その辺につきましても前向きにご検討いただければと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご意見ということでお伺いいたしましたけれど、多分この時代、そういうのがあって当然という状況になってきているという思いはあります。それが条例の形になるのか、ガイドラインの形になるのか、今後の検討によりますけれど、何らかの形で制度化していきたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、2点目の質問をお願いいたします。

高田議員。

○3番（高田英利君）

それでは、2点目について質問いたします。

ヒグマ駆除に係る出動要請ということで質問いたします。

11月25日に北海道猟友会では、市町村の出動要請には応じないことも含めて検討を進めていたところですが、25日の幹部会議では、駆除を進めるには協力して取り組む必要があるとして、要請を一律に否定することはせず、現場で対応に当たる支部に判断を委ねる方針を決定したとありました。その上で、警察などと連携が取れていない地域では、ハンターの出動にリスクがあるとして、協議を徹底するように求めていくということでした。

また、道猟友会では、こうした方針を近く道内の各支部に通知するとしているそうです。さらに、ハンターを守るには警察とも連携する必要がある、普段からそれぞれの地域で、どこが発砲可能なのかを協議してほしいという談話を出しております。

浦臼町では今年、猟友会が発砲に至るまでのクマの出没にはなっておりませんが、道猟友会の決定を受け、今後猟友会及び警察との協議をどのように進めるのか対応をお聞きいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点目のヒグマ駆除に係る出動要請についてですが、11月25日に北海道猟友会の三役会が開催され、市町村からのヒグマの駆除要請については、今後も誠実に対処することを基本とし、「ヒグマ有害捕獲に対応するに当たっては、道、警察、市町村と十分な共通理解を持って不安のない状況で行うべきとする」、また「不安の残る状況で無理に実施する必要はない」との内容で各支部へ通知するとのことでした。

これを受けて北海道は、市町村、猟友会、警察署に参加を呼びかけ、ヒグマによる被害防止対策を進める上で、捕獲従事者が安心して活動できる環境の構築に向けた意見交換会を行うことになってございます。

11月14日に「北海道猟友会としての駆除要請に応じない方向での検討」との報道後、すぐに当町の猟友会へ聞き取りを行っております。12月2日にも再度確認していますが、当町猟友会が属する美唄支部からの通知は今のところなく、現時点では出動要請に協力するとの回答をい

ただいているところでございます。

本町におきましては、これまでと同様に、浦臼猟友会、滝川警察署と連携を図りながら対応を
してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

まず、今回、道猟友会がこのような話を持ち出したというのは、当然御存じのとおり、砂川市
の猟銃使用に係る裁判の件を受けてのことだと思います。春には隣の奈井江町で、いろいろ猟友
会と町との問題もあったということで、全国的に報道されたことを受けての流れかと認識してお
ります。

調べてみますと、やはりハンターさんの意見ということなのですが、市街地や民家付近で警察
の発砲許可がなければ当然発砲はできないわけです。クマの出没に対応するケースは、それぞれ
場面によって違いますので、それぞれの場面で対応を考えなければならない、非常に難しい状況
にあるという記事もありました。その上でやはり銃に関する知識だとか、鳥獣に関する知識がな
いと、発砲の判断は当然厳しいということですし、行政と警察の担当者がクマのことを理解して
もらい、ハンターと同じ知識を持っていただくことが一番大切だということを訴えているハンタ
ーもいたという記事も載っておりました。

駆除を依頼する以上、やはり行政がその責任を負う部分は当然あると思います。発砲許可を出
すのは警察ではありますが、その辺の責任の所在がどこにあるのか、その辺の難しさはあるのか
なと思います。仮に駆除を要請する場面があったとした場合、行政の責任はそこで当然あるもの
だと私は捉えております。その辺、町長のお考えいかがかなという部分と、道の猟友会の方では、
これから地域でいろいろ対策を考えてほしいという場面がありましたが、今後、猟友会も警察と
の具体的な協議だとか、あるいはこういう場面においてどのように対応するという協議の場を設
けていく予定があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。その2点、よろしく願いいたし
ます。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

2点の質問について、行政の責任といいますかそれが1点だったと思います。責任というのは
どう捉えているのか、ちょっとわからないところがあります。銃の発砲に対する責任という部分
で、町がハンターに対して発砲許可を出すということには、多分ならないと思います。法的根拠
という意味ではそういう形にはならないのかなと思います。

本当に切羽詰まった状態になったときに、それでいいのかという問題は残ってくると思いますが、次の質問にも関わってきますが、まず道警と道と猟友会の上の段階で大枠を決めていただかなければ、末端の私たちがどう判断するべきものではない部分も多々あるかと思えます。

これからの上部での話し合いの結果をもとに、それぞれの地域で話し合いが進んでいくのかなと今のところ考えております。まずは上の方で大枠の部分の結論といいますか、結果を待ちたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

町長のおっしゃることは十分わかっておりますし、そう感じているところでもあります。では、いざその場面になったとき、万が一事故があってはいけないのですが、そのときにどこが責任を取るのかという場面もゼロではないのかなと私も感じています。発砲許可を出すのは町ではなくて、当然警察ということにはなるのですが、その辺の責任の所在のあり方とか指揮命令系統をどうするのかという部分も、これから協議していかなければならないのかなという感じでもあります。

今までの流れの中では、やはり、ある程度猟友会にお願いをして発砲していただいたという経過があることは承知をしております。今までの流れを見ますと、責任の所在のあり方というのは、今この裁判の中でも問われている部分なのかなという感じもあります。その辺は浦臼町単独ではなかなか厳しい状況ではあるかと思いますが、警察との協議の中でその部分もしっかりと主張をしていただいて、今後のあり方について進めていただければと思います。

また、その中で例えば保険制度を導入したり、あるいはこういう場合はどうするのだというガイドラインの策定なども視野に入れて進めていってもらえればなと感じているところです。

このクマの件につきましては、私、3月の定例会でも取り上げていますので、あまり長く話すつもりはありませんけれど、今の猟友会の判断を受けての質問とさせていただきます。

ガイドライン等の今後の策定についても、進める考えを持っていただければということで再質問いたします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

先ほど申し上げましたように、多分これから上部団体の方で大枠が決定されてくることになります。それに基づきまして、それをベースに地域の独自性が出てくればその部分も含めまして、浦臼版といいますか空知版のガイドライン等に、今後、進んでいくのではないかと考えております。

す。まずはその上の段階での大枠を待ちたいと思っております。ガイドラインにつきましては何らかの形で整備していきます。

○議長（小松正年君）

それでは、3点目の質問をお願いいたします。

高田議員。

○3番（高田英利君）

それでは教育長に質問いたします。

小中学生のSNSトラブル対策はということで、近年、児童生徒がSNSでさまざまなトラブルに巻き込まれる危険性が高まっています。本町の小学生も多くの子供たちがスマートフォン等の通信機器を所有していると推察いたします。このことから、子供たちがSNSなどと適切に関わるための対策を講じることが必要と考えます。家庭での指導は当然のことではありますが、教育委員会では現状何か対策を講じているのか、また今後の予定についてお伺いします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

現代の生活において、スマートフォンをはじめとするICT機器の利用は切り離せないものとなっております。

小中学校におきましても、GIGAスクール構想のもと、ICT教育を積極的に推進しており、ICT技術のさらなる活用や、より高度な教育コンテンツの導入を目指して、GIGAスクール構想第2期の取組みを継続していくこととしております。

そのような状況の中、議員ご指摘のとおりネットトラブルに巻き込まれ、事件や事故につながる可能性や危険性は高まっております。

現在、教育委員会では、学校でのICT機器の利用に関することや児童生徒の利用に関する注意の助言等をいただくため、ICT支援員の派遣についての契約を結んでおり、毎月1回小中学校を訪問し、教職員の質問等にアドバイスをいただいております。ICT機器の利活用につきましては、専門的な視点からの助言や教職員のニーズに合わせたソフト等の提案をいただいております。児童生徒の情報モラル教育につきましても実際の危険性を含め助言をいただいております。

また、小学校では毎年情報モラル教室を行っており、本年は11月15日と22日にICT支援員を講師に迎え、全学年で実施をしております。中学校では、文部科学省や北海道教育委員会が作成している資料を活用し、学活などの時間に生徒への注意喚起を行っております。

また、北海道教育委員会が平成25年に策定しました、北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動実施要領に基づくネット上の監視、ネットパトロールを小学校では一月に2回、中学校では一月に1回実施をしております。

本年10月には、近年SNSに起因して児童生徒が犯罪の加害者や被害者になる事例が増加しておりますことから、北海道教育委員会のホームページに、インターネットトラブルに関する情報を集めた「STOP SNS Trouble ポータルサイト」を開設しておりますので、各学校において、学校だよりへの掲載やPTA活動等で周知するなど未然防止に活用してまいります。

今後も小中学校でのICT機器の利活用推進と併せて、情報等の正しい利用方法や向き合い方など、インターネット・リテラシーの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

なぜ私がこのような質問をしたかといいますと、やはりテレビなどの情報を見ていると、小学生とは言いませんけれども、中学生、高校生などがSNSトラブルによっていじめに遭った、あるいは犯罪に関わったというニュースが多く聞かれているのも実情であります。そのような中で、ある程度きめ細かに児童生徒を対象に支援員をお願いして講習会をしているという実情についてお伺いをしたところであります。

そこで、教育長にお伺いしますが、今までに子供たちがSNS等のトラブルにあったことがあるという情報があったのかどうか、それが1点。それから、小中学生においてスマートフォンがメインになるかと思いますが、その所有状況や使用状況について教育委員会としてどのように把握されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

最初に、トラブルにあったことがあるかということですが、犯罪等に巻き込まれたり、加害者になったり、被害者になったりということはありません。それほど大きな問題ではないのですが、SNS上でトラブルがあって、学校で子供たちに指導したというようなケースはあったと聞いております。

スマートフォン等の所有については、中学校の方は把握していませんけれども、たまたま11月に発行した浦臼小学校だより、これに校長の記事で、インターネットやSNSの危険性から子供を守るというような特集の記事が掲載されておまして、その中でアンケートを行った結果、子供たちが自由に使えるインターネットにつながっているICT機器を持っていると答えた子供さんが85.7%、ICT機器の家庭でのルールが決まっていると答えた方が71.4%、

テレビ・ゲーム・動画の1日の視聴時間について、3時間以上が31%、2時間までが36%、1時間が24%というようになっております。

中学校のデータは手元に把握しておりませんので、後ほど、もし把握していればご報告をさせていただきますと考えております。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

今の報告を聞いても小学生で85%ということで、非常に高い使用率だと思って、ちょっと驚いているところです。ゲーム機器なども通信はできるので、それらも含めてということなのかもしれませんが、それにしても8割以上の子供たちがSNSや通信機器を自由に操っているという状況がこれでわかると思います。

教育委員会でもいろいろ対策を行っていただいている部分はありますが、フィルタリングやペアレンタルコントロールということで、保護者を対象とした対策も必要と言われているところでもあります。

私の考えですが、教育現場では当然ですが、やはり家庭での教育も大事なことではないかと思えます。そこで、複数回の開催については厳しいところはあると思いますが、子供も当然ですが、保護者へ向けての教育、喚起も、当然私は必要だと思うところです。教員や家庭の負担が増える部分もありますが、例えばオンラインでの開催を試みるとか、何かの集まりに併せてSNS対策を講じていただくとか、保護者へ向けての注意喚起も子供たちと同時に行っていくことが有効な手だてになると思っているところです。

恐らく、中学生になると9割5分の子供たちということにもなると思えますし、高校生になるとほぼ100%の生徒がスマートフォンを所有し、当然、生徒同士でのSNSによる情報交換も必要です。それがなければ、今の子供たちは学生生活を送ることができない状況になっているのも事実です。そのような中、いじめや犯罪に巻き込まれるリスクも高まっていることが想定されますので、その辺について、家庭への教育の充実を念頭に置いていただきまして、対策を講じていただければということで再々質問といたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

私も議員おっしゃるように、保護者への対応というのはとても大切だと思います。フィルタリングもそうです。今回質問をいただいて調べましたところ、チャット機能付きのゲームで犯罪に巻き込まれたりするケースもあるようです。そこら辺も含めて、学校を通じて行うことになるか

と思いますけれど、機会を捉えて啓発等を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これをもって、一般質問を終わりたいと思います。

ただいまから、暫時休憩いたします。再開時間を午後3時ちょうどいたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第40号

○議長（小松正年君）

日程第10、議案第40号 浦臼町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第40号 浦臼町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について。

浦臼町個人情報保護審査会条例（令和5年浦臼町条例第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、本条例中の文言を改めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

改正の内容につきましては、罰則を規定する第12条の第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

議案書の5ページにお戻り願います。

附則、第1項におきまして、この条例は、令和7年6月1日から施行しようとするものでございます。

第2項につきましては、本条例の施行前に行われた行為の処罰については、本改正前の規定を

適用する経過措置を定めるものでございます。

以上が、議案第40号 浦臼町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第40号 浦臼町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第41号

○議長（小松正年君）

日程第11、議案第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の6ページをお開き願います。

議案第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する条例を次のように制定する。

令和6年12月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施

行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、既存の条例等が定めている罰則の経過規定に対し通則的な経過措置を設ける必要があるため制定するものでございます。

条例の内容についてご説明いたしますので、次のページをお開き願います。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する条例でございます。

第1条、罰則に係る経過措置では、本条例の施行後に行われた行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によるや、なお効力を有する等とされる罰則を適用する場合において、懲役、禁錮が含まれるときは、それぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期禁錮刑とする経過措置を規定するものでございます。

人の資格に係る経過措置について規定する第2条では、拘禁刑に処せられた者に対し、他の条例その他の定めによりなお従前の例によるや、なお効力を有する等とされる人の資格に関する法令の規定を適用する場合においては、無期拘禁刑に処された者は無期禁錮に処せられた者と、有期禁錮刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とするみなし規定を設けるものでございます。

同じく第3条では、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑による公訴提起または禁錮以上の刑の宣告については、それぞれ拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた公訴提起または拘禁刑以上の刑の宣告とみなすことを規定するものでございます。

附則、本条例は、令和7年6月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する条例の制定についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第42号

○議長（小松正年君）

日程第12、議案第42号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の8ページをお開き願います。

議案第42号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年浦臼町条例第16号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が施行されることに伴いまして、健康保険被保険者証等が廃止されるため、条例を改正するものでございます。

説明につきましては、別冊参考資料にてご説明いたしますので、資料の2ページ目をお開き願います。

はじめに、条例第4条第3項の規定でございますが、被保険者証の廃止によりまして、改めて条文を明確にするため、改正前「被保険者証の交付を」を、改正後「規定の適用を」に文言を改めるものでございます。

次に、条例第7条の規定でございますが、同じく被保険者証が廃止されることに伴いまして、規定を明確にするため、改正前「被保険者証又は組合員証及び」を、改正後「おいて医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に文言を改めるものでございます。

議案書の9ページにお戻り願います。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用するものでございます。

以上が、議案第42号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配布のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてはお手元に配布の意見のとおり答申することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時12分

(土屋慎一議員入場)

再開 午後 3時13分

○議 長（小松正年君）

会議を再開します。

◎日程第14 発議第2号

○議 長（小松正年君）

日程第14、発議第2号 浦臼町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 浦臼町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 所管事務調査

○議 長（小松正年君）

日程第15、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査に付することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長（小松正年君）

これをもって、本日の日程は終了しました。

したがって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日11日は休会とし、12日午前10時より会議を再開します。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

浦臼町議会第4回定例会 第2号

令和6年12月12日（木曜日）

○議事日程

- 1 議案第43号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第45号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第46号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第47号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算(第8号)
- 7 議案第48号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 8 議案第49号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 9 議案第50号 令和6年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)

○出席議員(8名)

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課長	城宝睦己君
総務課主幹	安田良弘君
総務課主幹	早坂隆広君
住民課長	明日見将幸君

住 民 課 主 幹
福 祉 課 長
福 祉 課 主 幹
産 業 課 長
産 業 課 主 幹
建 設 課 長
会 計 管 理 者
教 育 委 員 会 事 務 局 長
農 業 委 員 会 会 長
代 表 監 査 委 員

國 田 幹 夫 君
齊 藤 淑 恵 君
栗 野 敏 朗 君
馬 狩 範 一 君
山 崎 哲 君
上 嶋 俊 文 君
中 田 帶 刀 君
横 井 正 樹 君
位 田 勝 君
笹 木 政 廣 君

○出席事務局職員

局 長
書 記

國 田 朋 子 君
藤 澤 翔 太 郎 君

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表の2日目に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 議案第43号

○議長（小松正年君）

日程第1、議案第43号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の11ページをお開き願います。

議案第43号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与等に関する条例（昭和43年浦臼町条例第33号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和6年人事院勧告に基づき民間給与水準に準拠し、浦臼町長、副町長、教育長の期末手当の支給率を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の3ページをお開き願います。

はじめに、第1条による改正におきましては、条例第4条第2項に規定しております12月に支給する期末手当の支給割合につきまして「100分の225」を「100分の235」に引き上げる改正でございます。

次のページ、4ページをお開き願います。

第2条による改正におきましては、条例第4条第2項に規定しております6月に支給する期末手当の支給割合につきまして「100分の225」を「100分の230」に引き上げ、第1条において改正しました12月に支給する期末手当の支給割合につきまして「100分の235」を「100分の230」に引き下げる改正となっております。

議案書の12ページにお戻りください。

附則、本条例の施行期日を定める第1条におきまして、第1項では本条例を公布の日から施行しようとするものでございますが、ただし書きにおいて、第2条による改正後の規定は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項につきましては、第1条による改正後の規定は、令和6年12月1日から適用しようとするものでございます。

第2条につきましては、第1条の改正前に支給された給与は改正後の規定により支給される給与の内払とみなすことを規定するものでございます。

以上が、議案第43号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第43号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第44号

○議長（小松正年君）

日程第2、議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の13ページをお開き願います。

議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の給与に関する条例（昭和39年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和6年人事院勧告に準拠し、給料月額及び手当等を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の5ページをお開き願います。

まずはじめに、第1条による改正の内容でございます。第20条寒冷地手当の支給月額につきましては、世帯主であり扶養親族のある職員の区分につきまして「23,360円」を「26,000円」に、世帯主であり扶養親族のない職員の区分につきまして「13,060円」を「14,500円」に、その他の区分につきまして「8,800円」を「9,800円」にそれぞれ引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に、第21条第2項におきまして、期末手当基礎額に対する支給割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

第3項では、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の支給割合に係る読替規定を定めておりますが、読替え後の支給割合につきまして「100分の68.75」を「100分の71.25」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に、第22条第2項では、職員に対する勤勉手当の支給割合につきまして「100分の102.5」を「100分の107.5」に引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当の支給割合につきましては「100分の48.75」を「100分の51.25」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に、給料表の改正でございますが、議案書の16ページから18ページまでの別表第1、行政職給料表の改正におきましては、初任給について2万1,400円から2万9,300円程度引き上げるとともに、おおむね30代後半までの若年層に重点を置いた給料月額の増額改定となっております。平均改定率につきましては約3.0%の引上げでございます。

また、議案書の19ページから22ページまでの別表第2、医療職給料表の改正につきましても、行政職給料表との均衡を図るため、これらに準じた改正となっております。

続きまして、別冊参考資料の7ページをお開き願います。

第2条による改正の内容でございます。

扶養手当について規定する第9条中第2項第1号の「配偶者」を削り、第2号から第6号を各1号ずつ繰り上げるものでございます。

これにより、本条例附則におきまして経過措置が設けられておりますが、配偶者に対して支給する扶養手当を段階的に廃止する改正をしようとするものでございます。

同条第3項の改正におきましては、扶養親族たる子に対する扶養手当の支給月額につきまして1万円を1万3,000円に引き上げる改正となっております。

当改正につきましても、本条例附則におきまして経過措置が設けられており、段階的に引き上げる改正をしようとするものでございます。

第10条の改正につきましては、前条の改正に伴う号ずれに対応した文言整理となっております。

第17条の2第2項の改正におきましては、管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務の勤務時間につきまして、午前0時から午前5時までを午後10時から午前5時までに改めるものでございます。

次のページ、8ページをお開きください。

第18条の改正におきましては、これまで定年前再任用短時間勤務職員を支給対象から除外しておりました住居手当及び寒冷地手当を支給対象に加えるため、適用除外条文の整理を行うものでございます。

次に、第21条第2項におきましては、本条例第1条において改正いたしました期末手当基礎額に対する支給割合を「100分の127.5」から「100分の125」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

第3項では、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の支給割合に係る読替規定を定めておりますが、読替え後の支給割合につきまして「100分の71.25」を「100分の70」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

第22条第2項では、本条例第1条において改正いたしました職員に対する勤勉手当の支給割合につきまして「100分の107.5」を「100分の105」に引き下げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当の支給割合につきましては「100分の51.25」を「100分の50」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

次に、給料表の改正でございますが、議案書の23ページから25ページまでの別表第1、行政職給料表の改正につきましては職責重視の体系とするため、3級以上の諸号額を引き上げつつ、昇格時の俸給表の上昇幅を拡大する改正に併せ3級以上の級における最高号俸を引き下げる改定となっております。

また、議案書の26ページから29ページまでの別表第2、医療職給料表の改正につきましても、行政職給料表との均衡を図るためこれらに準じた改正となっております。

議案書の14ページにお戻りください。

附則、本条例の施行期日を定める第1条におきまして、1項では本条例を公布の日から施行しようとするものでございますが、ただし書きにおいて第2条による改正後の規定は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項につきましては、本条例第1条の規定中、期末手当及び勤勉手当に関する改正規定は令和6年12月1日、これら以外の改正規定を令和6年4月1日から適用しようとするものでござ

います。

次のページ、議案書の15ページをお開きください。

第2条につきましては、第1条の改正前に支給された給与は改正後の規定により支給された給与の内払とみなすことを規定するものでございます。

第3条では、扶養手当の支給に関する経過措置を規定しており、本条例第2条の改正規定に関わらず、令和8年度中に支給する扶養手当の支給月額につきましては、配偶者は3,000円、扶養親族たる子は1人につき1万1,500円とすることにより、段階的に廃止ないしは増額の措置を講じようとするものでございます。

条例第4条につきましては、号俸の切替え等について規定するものでございまして、改正後の給料表中、3級以上に係る最高号俸の引上げに対応するため、令和7年4月1日を切替日とし、新たに適用する新号俸を附則別表に基づき切り替えようとするものでございます。

号俸の切替表につきましては、行政職給料表の適用職員は議案書の30ページから32ページ、医療職給料表適用職員は議案書の33ページから35ページとなっております。

以上が、議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

第17条の2で時間を午前0時から午後10時にする時間変更となっておりますが、これに関しては日をまたぐのですが、考え方は1日ということなののでしょうか、それとも2日になるということなののでしょうか。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

これに対応する勤務につきましては、定額支給となっております。1回の勤務につき、この場合につきましては2,000円の手当というところでございまして、この時間の変更のみというところでございます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

職員の給与の関係ですが、この文言の中に定年前再任用短時間勤務職員というのがあるのですが、以前からあるのでしょうか。浦臼町の場合は定年前再任用と言われる部分、定年が何歳になるのか、定年前という部分と今度再任用になった場合の定年、本当の定年と言うのか、この場合どう考えたらいいのでしょうか。定年が何歳というところを聞いた方がいいのか、その辺どう理解したらいいのでしょうか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、数年かけて定年の年齢を65歳に引き上げている途中となっております。

それに伴いまして、年金接続という部分で65歳までの任用を本人が希望する場合については求められているところでございまして、対応する定年ですね、現在は61歳か62歳なのですが、2年間に1歳ずつ引き上げる経過措置の途中となっております。その定年を迎える前に再任用している、いわゆる再任用職員自体が65歳への引上げに伴いましてなくなるということですが、それまでの間に再任用ということで雇っている職員の区分、ちょっとわかりにくいかと思うのですが、60歳でも定年して退職することは可能なのですが、定年年齢が延びているという部分で、それまでの間に再任用として任用している職員になります。

再任用職員というくりになりますので、現在は60歳から徐々に定年が65歳までに引き上げられている途中の年度になってございまして、それまでの間に雇用されている再任用職員に該当するものでございまして、今回の改定によりまして、令和7年の4月1日から適用されることになるのですが、年度が明けまして、令和7年度になった段階で、現在対象職員はいなくなるというような状況となっております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第45号

○議長(小松正年君)

日程第3、議案第45号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長(城宝睦己君)

議案書の36ページをお開き願います。

議案第45号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(令和元年浦臼町条例第18号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和6年人事院勧告に準拠し、期末手当及び勤勉手当の支給率を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の9ページをお開き願います。

まずはじめに、第1条による改正の内容でございます。

期末手当について規定しております第8条の改正では、職員の給与に関する条例第21条第2項を準用する支給割合の読替規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」に、読替え後の支給割合を「100分の73.5」から「100分の76.5」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に、勤勉手当について規定しております第8条の2の改正におきましては、職員の給与に関する条例第22条第2項を準用する支給割合の読替規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の102.5」から「100分の107.5」に、読替え後の支給割合を「100分の49」から「100分の51」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

続きまして、別冊参考資料の10ページをお開き願います。

第2条による改正の内容でございます。

期末手当について規定しております第8条の改正では、職員の給与に関する条例第21条第2項を準用する支給割合の読替規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の127.5」から「100分の125」に、読替え後の支給割合を「100分の76.5」から「100分の75」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

次に、勤勉手当について規定しております第8条の2の改正におきましては、職員の給与に関する条例第22条第2項を準用する支給割合の読替規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の107.5」から「100分の105」に、読替え後の支給割合を「100分の51」から「100分の50」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

議案書の37ページにお戻りください。

附則、本条例の施行期日を定める第1条におきまして、第1項では本条例を公布の日から施行しようとするものでございますが、ただし書きにより第2条による改正後の規定は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項につきましては、本条例第1条の規定を令和6年12月1日から適用しようとするものでございます。

第2条につきましては、本条例第1条の改正前に支給された報酬等は、改正後の規定により支給された報酬等の内払とみなすことを規定するものでございます。

以上が、議案第45号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第45号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第46号

○議長（小松正年君）

日程第4、議案第46号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の38ページをお開き願います。

議案第46号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年浦臼町条例第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和6年人事院勧告に準拠し、期末手当及び勤勉手当の支給率を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の11ページをお開き願います。

まずはじめに、第1条による改正の内容でございます。

期末手当について規定しております第12条の改正では、職員の給与に関する条例第21条第2項を準用する支給割合の読替規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」に、読替え後の支給割合を「100分の73.5」から「100分の76.5」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に、勤勉手当について規定しております第12条の2の改正におきましては、職員の給与に関する条例第22条第2項を準用する支給割合の読替規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の102.5」から「100分の107.5」に、読替え後の支給割合を「100分の49」から「100分の51」に引き上げる改正をしようとするものでございます。

続きまして、別冊参考資料の12ページをお開き願います。

第2条による改正の内容でございます。

期末手当について規定しております第12条の改正では、職員の給与に関する条例第21条第2項を準用する支給割合の読替規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の127.5」から「100分の125」に、読替え後の支給割合を「100分の76.5」から「100

分の75」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

次に、勤勉手当について規定しております第12条の2の改正におきましては、職員の給与に関する条例第22条第2項を準用する支給割合の読替規定につきまして、読替え前の支給割合を「100分の107.5」から「100分の105」に、読替え後の支給割合を「100分の51」から「100分の50」に引き下げる改正をしようとするものでございます。

議案書の39ページにお戻りください。

附則、本条例の施行期日を定める第1条におきまして、第1項では本条例を公布の日から施行しようとするものでございますが、ただし書きにより第2条による改正後の規定は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項につきましては、本条例第1条の規定を令和6年12月1日から適用しようとするものでございます。

第2条につきましては、本条例第1条の改正前に支給された給与は、改正後の規定により支給される給与の内払とみなすことを規定するものでございます。

以上が、議案第46号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

文言の説明だけお願いしたいと思います。以前にもあったのですが、附則の最後に、給与の内払とみなすという文言についての説明をいただきたいと思います。

○議 長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

ただいまの質問にお答えいたします。

期末勤勉手当につきましては、去る12月10日に支給されているものでございまして、12月10日の支給につきましては、本条例の改正前の規定により支給されておりますことから、この条例の改正により再算定された期末勤勉手当との差額を支給するということになります。

そのため12月10日に支給された期末勤勉手当につきましては、改正後で支払われるものの内払として支払われたものとみなし、差額分のみを改めて支給するというを附則に定めるものでございます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第46号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第3号

○議長（小松正年君）

日程第5、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第47号

○議長(小松正年君)

日程第6、議案第47号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹(安田良弘君)

それでは、一般会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

議案第47号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算(第8号)。

令和6年度浦臼町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ733万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,988万9,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年12月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

はじめに、第2表債務負担行為補正についてご説明をいたします。7ページをお開きください。

1、追加でございます。事項、例規データベースシステム更新業務委託料、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は335万2,000円でございます。更新を予定しております標記システムを令和7年度当初から業務の履行を可能とする必要があるため追加するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。10ページをお開きください。

主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

なお、本補正予算における3節職員手当等と27節操出金につきましては、令和6年人事院勧告に伴い差額支給分を追加計上するものでございます。

2款総務費、1項3目企画費、補正額187万3,000円の追加でございます。7節報償費におきまして、スマートフォン教室の開催に北海道の事業を活用いたしましたことで、当町は講師謝礼を支弁不要となりましたことから、所要額を皆減するものでございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、定住促進住宅取得応援助成金の申請見込数の増に伴い、所要見込額を追加計上するものでございます。友好町親善交流事業助成金及び北海道フェアin代々木参加事業補助金につきましては、事業未執行により皆減するものでございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額44万1,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、住民基本台帳ネットワーク機器更新計画に関連し、令和7年1月から3月までの保守費用所要額を追加計上するものでございます。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、補正額104万7,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、認定こども園の利用者数の増加等に伴い、所要見込額を追加計上するものでございます。

12ページをご覧ください。

4款衛生費、2項3目最終処分場管理費、補正額9,000円の追加でございます。倉庫内の消火器を更新するものでございます。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額37万9,000円の減でございます。10節需用費におきまして、除雪ダンプの変速機不具合による交換費用を追加計上するものでございます。17節備品購入費におきましては、除雪センター事務所内ストーブの経年劣化による交換費用を追加計上するものでございます。12節委託料におきましては、執行残による減額でございます。

14ページをお開きください。

3項1目住宅管理費、補正額3万3,000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、さくら団地A棟の消火器を更新するものでございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額21万8,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、校務用端末機器の令和7年1月から3月までの保守費用、所要額を追加計上するものでございます。

歳出合計733万9,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項3目産業使用料、補正額203万1,000円の追加でございます。鶴沼公園使用料におきまして、本年度の鶴沼公園開園期間終了に伴い、公園施設使用料が確定したことにより追加計上するものでございます。

15款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金、補正額61万6,000円の追加でございます。目標地図作成に係る補助金を計上するものでございます。

19款諸収入、3項2目雑入、補正額448万3,000円の追加でございます。1点目のス

タンブラリー事業負担金でございますが、事業費の確定により計上するものでございます。2点目のまちづくり・人づくり推進交付金でございますが、道内町村におけるまちづくりや人材育成等を積極的に推進することを目的に北海道町村会より配分される交付金でございます。3点目の北海道市町村職員退職手当組合精算還付金でございますが、定年延長制度の導入に伴い一般職の事前納付金制度が昨年度を持ちまして廃止されましたことから、令和4年度及び5年度の事前納付分が精算により還付されるものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額20万9,000円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金から繰入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の733万9,000円の追加となっております。

以上が、議案第47号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

建設課にお聞きします。今回入っていないのかもしれないのですが、中津沿岸線で、今、雑木を処理しています。あれは、土木現業所なのか、改良区なのか、町の仕事として雑木処理をしているのか。

それと、中津沿岸線の未舗装の部分、前にも聞いたことはありますが、いまだに舗装されていません。あそこは、一つの工事として、舗装も含めて予算をとったと思いますが、未舗装の部分はこれから新たな補正として出てくるのかどうか。また、今後の舗装の予定はどうなっているのか、その2点についてお願いします。

○議長（小松正年君）

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

ただいまの質問にお答えしますが、中津沿岸線の雑木というのは、その同じ場所ですか。

○7番（柴田典男君）

未舗装になっている、沼側のところですか。

○建設課長（上嶋俊文君）

はい。雑木処理につきましては、今、町の土捨て場がないという状況で、あそこは民地なのですけれども、そこを借受けして、今後の残土処理をする用地として確保するための雑木処理でございます。

未舗装については、以前、全員協議会で説明したと思います。施工後、横断管のたわみが確認されたものですから、現状調査中ございまして、この秋に水を抜いてたわみの径を測りました

ので、それを業者の方に確認していただいている最中です。舗装については、この時期になってしまいましたので、また来春改めて舗装を敷くというようなことになるかと思います。補正などについて、道路維持のお金がございますので、その中で対応していきます。新たな予算計上はないものと思っております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

歳入について、北海道市町村職員退職手当組合精算還付金ですが、職員の退職手当は、職員と役場双方で組合に退職手当を積んでいくものだと思うのですが、これが還付されてきていると。この退職手当を積む場合の支出科目はどのような科目で積んでいたのかが、もしわかれば。

今回、雑入で受けていますが、支出科目があって雑入で受けるという処理をしているので、よくわからないのですが。

それから、退職手当の還付された分は、これはこれで終わりなのか、今後これを何かするということがあるのか、お聞きいたします。

○議 長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

ただいまの質問にお答えいたします。

事前納付制度があったときの支出科目につきましては、4款共済費から支出してございます。

それから、歳入科目についてでございますけれども、事前納付制度の廃止に伴う還付金ということでご説明させていただいておりますが、本制度につきましては一時的な退職手当の積立てを平準化するために事前に納付していたものでございまして、その部分の制度が共済組合の方でなくなったということで、これまで積み立てていた部分が戻ってきたという還付金になります。

このため、過年度収入と同様の扱いとなりますので、雑入の科目にて歳入として受けているものでございます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

よろしいですか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

そうであれば、事前に納めた分は町で保留金として預かって、今後の積立てに回していくということになるのですか。

○議 長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

積み立てていたものが戻ってきたということでございますので、その制度自体がなくなったということですので、その必要に応じて今後共済費から支出していくことになっていきます。

このため、還付金につきましては財源を充当する先がない、過去に納めたものということになりますので、とりあえず一般財源化されるという意味合いになるのですけれども、町の保有しているお財布に戻ってきたというだけでございまして、それがそもそもこれから払っていくものに充当されるということではないということになります。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第47号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第48号

○議 長（小松正年君）

日程第7、議案第48号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案第48号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ49万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,815万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明をいたしますので、8ページをお開き願います。

なお、今回の補正につきましては、人事院勧告に伴い事務担当職員の人件費を追加するものでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費11万5,000円の追加でございます。

4 款保健医療費、1 項1 目特定健診事業費38万4,000円の追加でございます。

歳出の合計49万9,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

5 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金49万9,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ49万9,000円の追加でございます。

以上が、議案第48号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議 長(小松正年君)

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長(小松正年君)

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長(小松正年君)

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第48号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第49号

○議長（小松正年君）

日程第8、議案第49号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案第49号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,719万2,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

なお、今回の補正につきましては、人事院勧告に伴い事務担当職員の人件費を追加するものでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費29万2,000円の追加でございます。

歳出合計29万2,000円の追加でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

3 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金29万2,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ29万2,000円の追加でございます。

以上が、議案第49号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第49号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第50号

○議長(小松正年君)

日程第9、議案第50号 令和6年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長(上嶋俊文君)

議案第50号を説明いたします。令和6年度浦臼町下水道事業会計補正予算書(第1号)をご覧願います。1ページ目をお開きください。

議案第50号 令和6年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)

第1条 令和6年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、既決予算額1億931万6,000円に90万円を増額し1億1,021万6,000円とするもので、内訳としまして第2項営業外収益に90万円を増額するものでございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用、既決予算額7,375万円に86万5,000円を増額し7,461万5,000円とするもので、内訳としまして、第1項営業費用に60万9,000円、第3項特別損失に25万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,285万3,000円を5,288万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額183万5,000円を187万5,000円に、過年度利益剰余金処分額3,322万2,000円を3,321万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、既決予算額3,230万円に40万円を増額し3,270万円とするもので、内訳としまして、第1項企業債に40万円を増額するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、既決予算額8,515万3,000円に43万5,000円を増額し8,558万8,000円とするもので、内訳としまして、第1項建設改良費に43万5,000円を増額するものでございます。

次のページをお開きください。

(企業債の補正)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的でございますが、下水道事業債、補正前限度額1,950万円に40万円を追加し、補正後限度額1,990万円とするものでございます。そのほかにつきましては変更ございません。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 給与費、既決予算額618万6,000円に63万5,000円を追加し682万1,000円とするものでございます。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額5,230万円を5,320万円に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第7条 予算第10条中3,322万2,000円を3,321万7,000円とし、処分の金額を次のように改める。

(1) 減債積立金、既決予算額3,322万2,000円から5,000円を減額し3,321万7,000円とするものでございます。

令和6年12月10日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

3ページの3条予算及び4ページの4条予算の補正内容につきましては、別添の令和6年度下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書にて詳細の説明いたしますので、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。

令和6年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書。

収益的収入及び支出、3条予算の収入でございます。下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金、補正前5,060万円に90万円を追加し5,150万円とし、下水道事業収益、補正後総額1億1,021万6,000円とするものでございます。これにつきましては一般会計からの繰入金でございます。

2ページをご覧願います。

収益的収入及び支出、3条予算の支出でございます。

下水道事業費用、補正前総額7,375万円に86万5,000円を追加し、補正後総額7,461万5,000円とするものでございます。

内容としましては、令和6年人事院勧告に基づく給与等の改正に伴う増額に加え、職員の扶養家族の増により給料23万4,000円、手当33万7,000円、賞与引当金5万4,000円、法定福利費引当金1万円をそれぞれ増額するものでございます。

そのほか特別損失でございますが、令和5年度の石狩川流域下水道組合負担金の精算におきまして、電気料の高騰により特別損失が発生したことにより25万6,000円を追加計上するものでございます。

また、先ほど説明しました増額分の収支均衡を図るための調整財源としまして、総係費、光熱水費より2万6,000円を減額して調整しております。

なお、収益的収入補正額90万円に対し、収益的支出補正額86万5,000円の差額3万5,000円につきましては、次で説明いたします4条予算、いわゆる資本的収支の補てん財源となるものでございます。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出、4条予算の収入でございます。

資本的収入、企業債、建設改良費、補正前1,950万円に40万円を追加し、補正後1,990万円とし、資本的収入補正後総額3,270万円とするものでございます。

4ページをお開きください。

資本的収入及び支出、4条予算の支出でございます。

資本的支出、建設改良費、補正前3,126万4,000円に43万5,000円を追加し、補正後3,169万9,000円とするものでございます。

内容としましては、空知川第1水管橋の補修に伴う負担金を追加するものでございまして、資本的支出補正後総額8,558万8,000円とするものでございます。

なお、資本的収入補正額40万円に対し、資本的支出補正額43万5,000円の差額3万5,000円につきましては、先ほど説明しました3条予算、いわゆる収益的収支より財源を補てんするものでございます。

詳細は以上でございます。補正予算書の5ページ以降につきましては、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上が、議案第50号 令和6年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）の内容説明でございます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。収入支出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第50号 令和6年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された議案の審議は全部終了しました。

したがって、令和6年第4回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時09分